鈴鹿市上下水道局
SUZUKA CITY WATERWORKS AND SEWERAGE BUREAU

資料１

令和７年度第１回
鈴鹿市上下水道事業経営審議会資料

鈴鹿市の公共下水道事業の概要と
経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）

令和７年４月２５日
鈴鹿市上下水道局

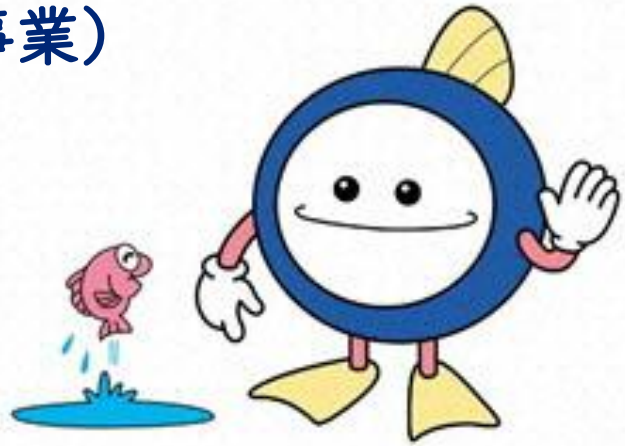

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

目次

1　本市の公共下水道事業の概要	1
2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）	15
3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）	25
4　経営戦略改定時と異なる点（公共下水道事業）	35
5　今回の審議会資料のまとめ（公共下水道事業）	38
用語解説	39

1　本市の公共下水道事業の概要

1.1　下水道の役割

下水道の役割は、生活環境の改善、浸水の防除（雨水の排除）、公共用水域の水質の保全です。

生活環境の改善	汚水を速やかに排除し、害虫、感染症、悪臭等の発生の可能性を下げ、また、便所の水洗化を促進し、周辺環境を改善・向上し、衛生的な生活の享受に寄与する。
浸水の防除（雨水の排除）	都市化が発展した地域では、在来水路の不足に加えて、雨水の浸透及び貯蓄能力の減少などにより雨水流出量が著しく増加するため、都市内に降った雨水を集めて河川、海域、湖沼等へ排除することで、浸水の防除に寄与する。
公共用水域の水質の保全	工場排水、生活排水等を中心とする汚水を処理場に集め、適切に処理した後で、河川等に放流することで、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全に寄与する。

1　本市の公共下水道事業の概要
1.2　下水道の種類

生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を目的として、汚水の処理を行っています。

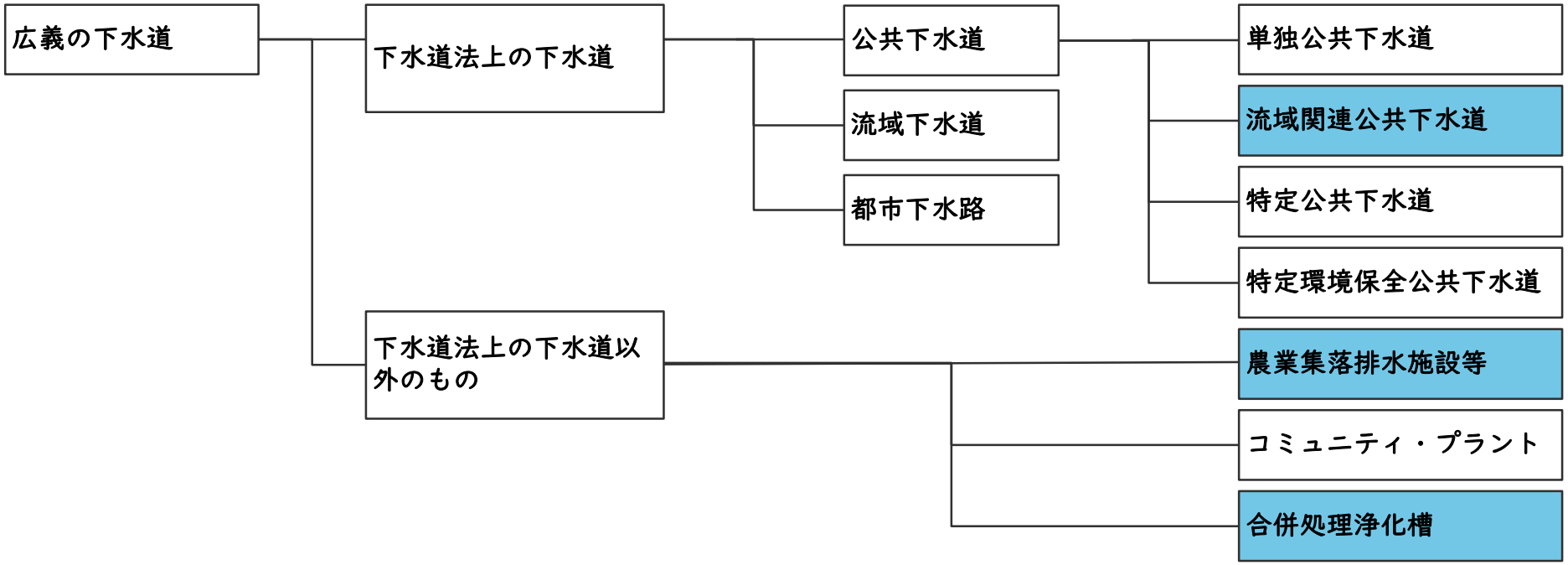

流域関連公共下水道	終末処理場などの建設・維持は都道府県（三重県）が行い、幹線管きょに流入するまでの施設（主として管渠）は公共下水道事業により、2以上の市町村（鈴鹿市、四日市市、亀山市）が実施する事業
農業集落排水施設	農林水産省が所管で農村地域に対して農業集落の形態に適した小規模分散型の汚水処理事業（別途、農業集落排水事業で詳細説明。）
合併処理浄化槽	トイレの汚水のほか、台所、風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。

1　本市の公共下水道事業の概要

1.3　汚水処理のイメージ

　汚水処理は、それぞれの地域ごとの特性を踏まえ、汚水処理施設全体として、計画的かつ効率的な整備・管理に努める必要があります。

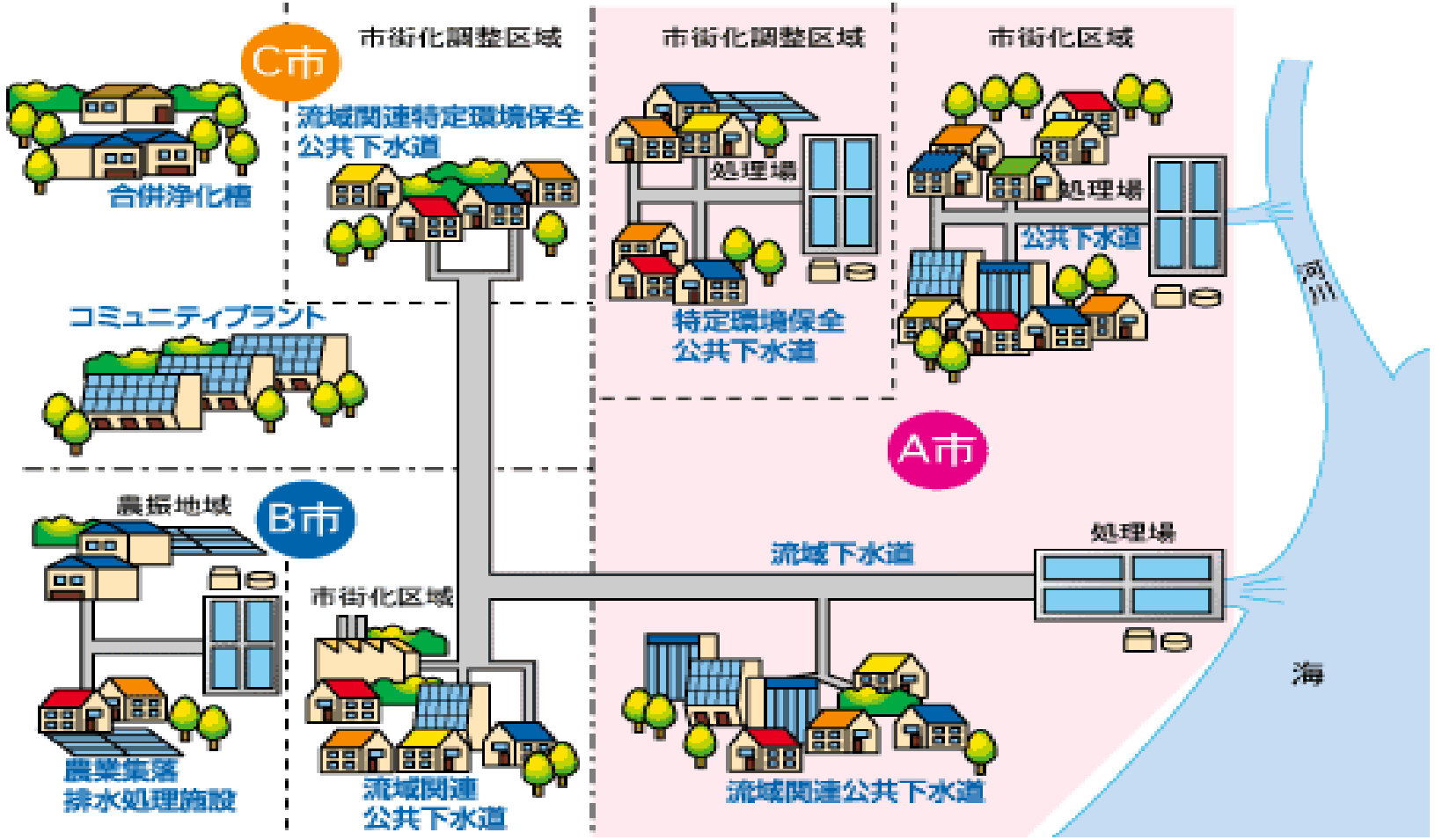

（出典：国土交通省ホームページ）

1　本市の公共下水道事業の概要

1.4　浸水の防除のイメージ

下水道事業では、汚水の処理だけでなく、浸水の防除（雨水の排除）も行っています。
昨今の集中豪雨により、浸水被害が発生しているため、ポンプ場や調整池などを整備することにより浸水の防除を進めています。

総合的な浸水の防除のイメージ図

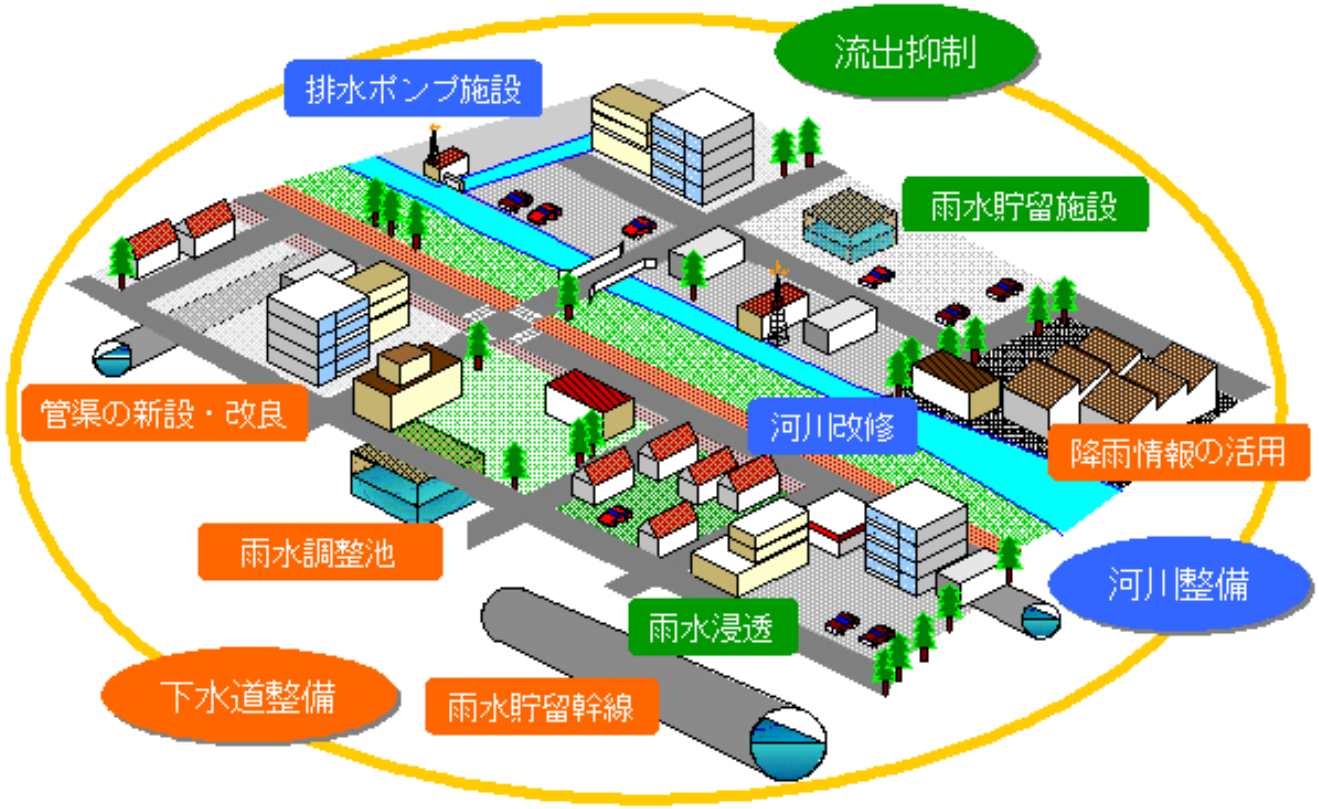

（出典：京都市上下水道局ホームページ）

1　本市の公共下水道事業の概要
1.5　下水の排除方式

下水の排除方式には分流式と合流式があり、本市では分流式を採用しています。

合流式と分流式のイメージ図

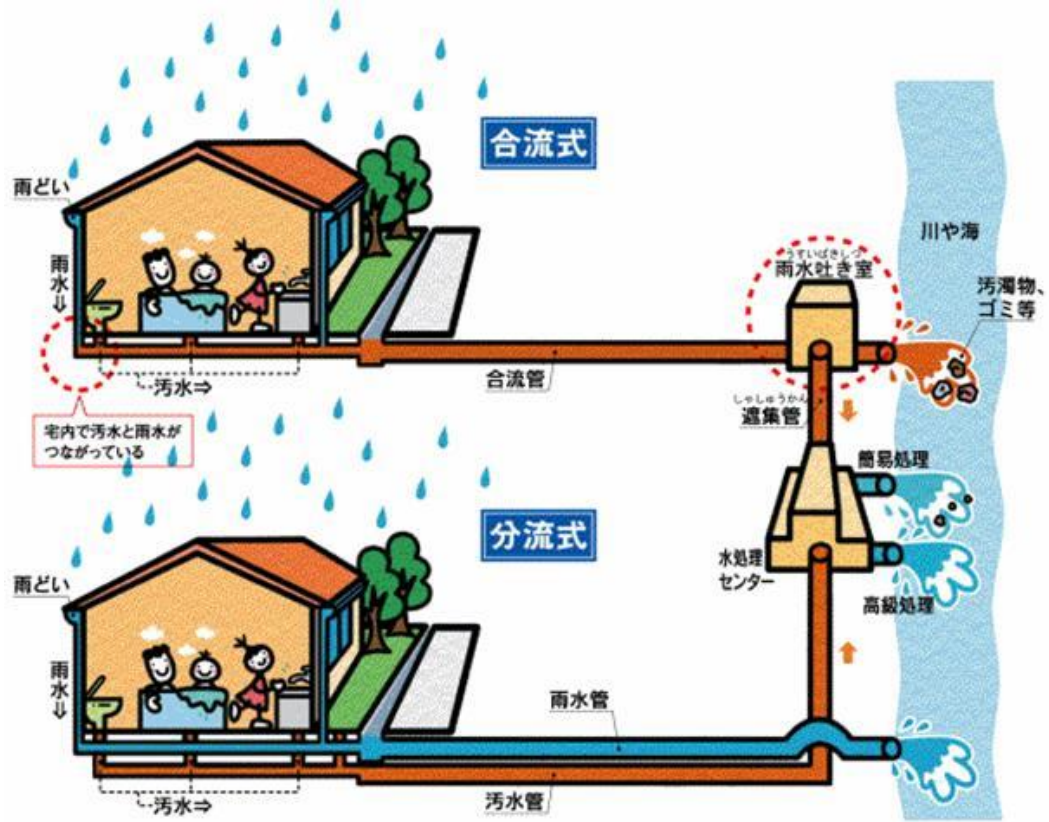

（出典：鳥取市ホームページ）

合流式

【メリット】
汚水と雨水を同じ管きょで一緒に下水処理場まで送る方式で管きょが1つのため、コストが低い。

【デメリット】
一定以上の降水があった場合、大量の未処理下水が直接放流されるため、水質汚濁の課題がある。

分流式

【メリット】
雨天時に汚水を水域に放流することがないため水質汚濁防止において有利。

【デメリット】
既成市街地の地下埋設物の多い地区に雨水管、汚水管の両方を新設するため、コストが高い。

1　本市の公共下水道事業の概要
1.6　北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の概要

三重県内の流域下水道は、流域別下水道整備総合計画に基づいて整備され、運営されています。
このうち、北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）は、鈴鹿市、四日市市、亀山市の3市を計画区域とし、四日市市楠町にある南部浄化センターで汚水の処理をしています。

流域別下水道整備計画区域図

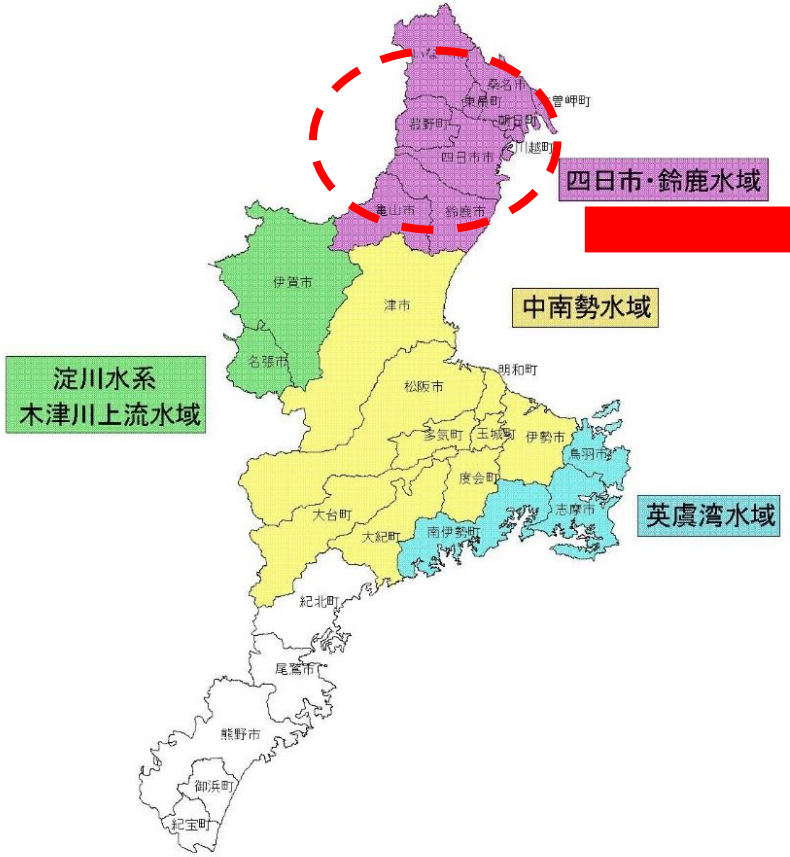

北勢沿岸流域下水道図（南部処理区）

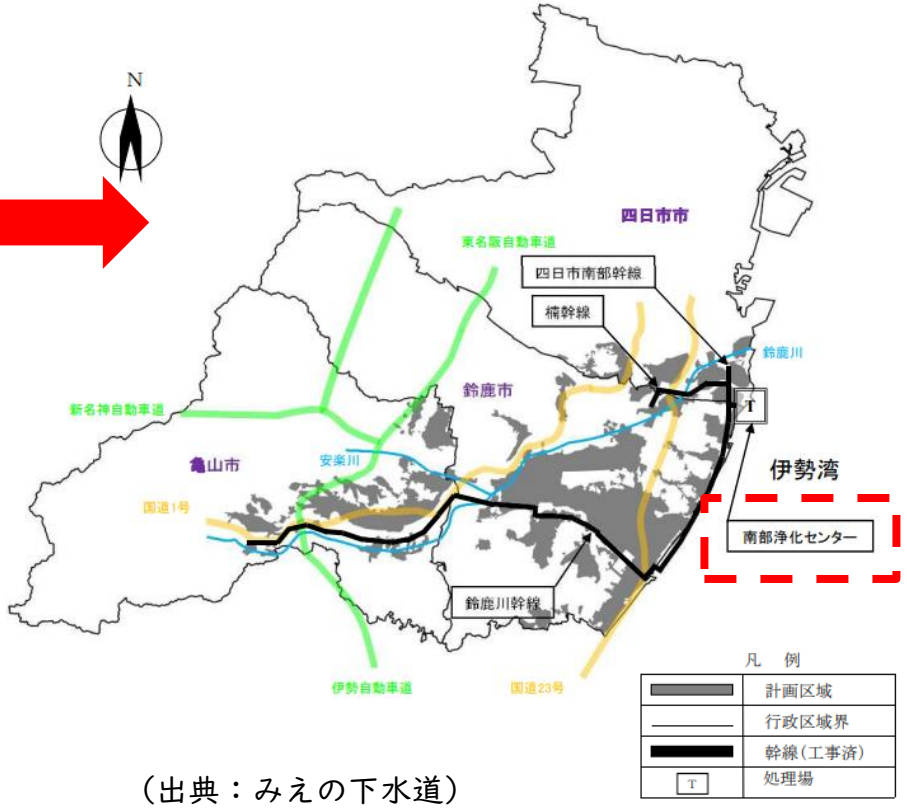

（出典：みえの下水道）

1　本市の公共下水道事業の概要
1.7　北勢沿岸流域下水道（南部処理区）施設の概要

南部浄化センターなどの流域下水道施設の建設や維持管理に要する費用を負担しています。

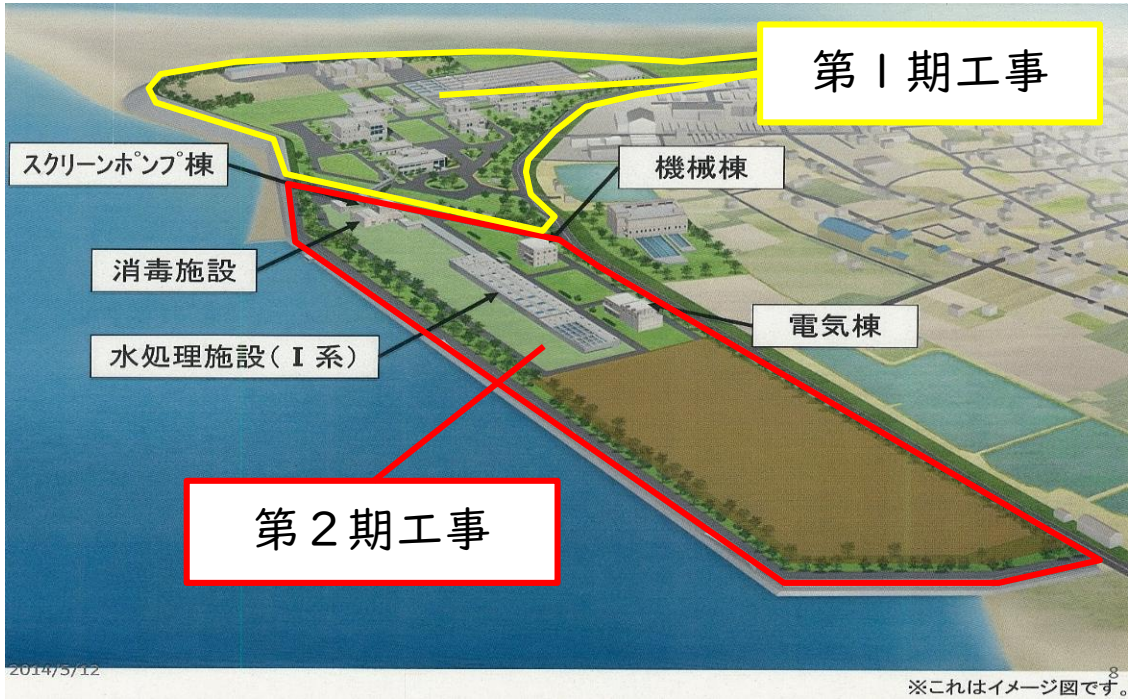

南部処理区計画概要

事業着手	昭和62年（平成8年供用開始）
計画処理面積	全体計画　5,997.63ha
計画処理人口	全体計画　201,053人
計画処理水量	全体計画　１日あたり最大102,024㎥
幹線管渠延長	全体計画　39.40km（放流きょを除く。）
下水排除方式	分流式
下水処理方式	全体計画　嫌気無酸素好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過法
放流先	鈴鹿川派川河口部
関係市町村	鈴鹿市、四日市市、亀山市

鈴鹿市負担金（令和５年度）

維持管理費	803,552千円
建設費	445,346千円

1　本市の公共下水道事業の概要

1.8　公共下水道事業の経緯

三重県の北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）と足並みを揃え、昭和55（1980）年に既成市街地4,413haを流域関連公共下水道として計画しました。

全体計画の経緯

年	全体計画区域面積（ha）		備考
	汚水	雨水	
昭和55年	4,413.0	4,413.0	• 流域計画を受けて、基本計画を立案
昭和61年	4,518.4	4,518.4	• 北長太、高岡山を105.4ha追加（汚水、雨水）
平成3年	4,518.4	4,518.4	• 鈴鹿西部、末広、鈴鹿南部、玉垣、若松を平野東、野町、北江島、愛宕、若松南に分離（汚水） • 新生公園雨水貯留池、旭ヶ丘雨水貯留池、白子西雨水貯留池を計画（雨水）
平成6年	4,518.4	4,518.4	• 汚水幹線ルートを一部変更
平成12年	4,700.0	4,518.4	• 181.6haを追加し、新たに野町東、若松北、井田川西、井田川東の処理分区を追加（汚水） • 平田池公園雨水貯留池を計画（雨水）
平成20年	4,700.0	4,518.4	• 計画諸元（計画人口、汚水量原単位等）を変更（汚水） • 汚水管きょ計画を一部変更（汚水）
平成24年	4,525.0	4,518.4	• 計画諸元（計画人口等）を変更（汚水） • 汚水管きょ計画を一部変更（汚水）
平成28年	4,429.0	4,429.0	• 計画諸元（計画人口等）を変更（汚水、雨水） • 管きょ計画を一部変更（汚水、雨水）
令和2年	3,623.8	3,623.8	• 市街化調整区域及び加佐登・庄野地区（鈴鹿川以西）を削除

1　本市の公共下水道事業の概要

1.9　施設の状況

本市の公共下水道は、三重県が所有する流域下水道の施設に接続しているため、汚水処理施設となる浄化センターを有していません。自己所有の主要施設は、汚水をポンプにより汲み上げる南部汚水中継ポンプ場等の小規模施設が中心です。

南部汚水中継ポンプ場　概要

所在地	鈴鹿市白子町字丁田3593-7
建築物	鉄筋コンクリート造 地上１階、地下２階
建築面積	346.38㎡
延床面積	853.57㎡
敷地面積	1,640.67㎡
供用開始年月	平成24（2012）年４月 （第１期計画）
ポンプ処理対象面積	615.16ha（全体計画）
ポンプ送水能力	3.9㎥/分（第１期計画） 11.3㎥/分（全体計画）

マンホールポンプ　概要

ポンプ設置数	14基（令和５年度時点）

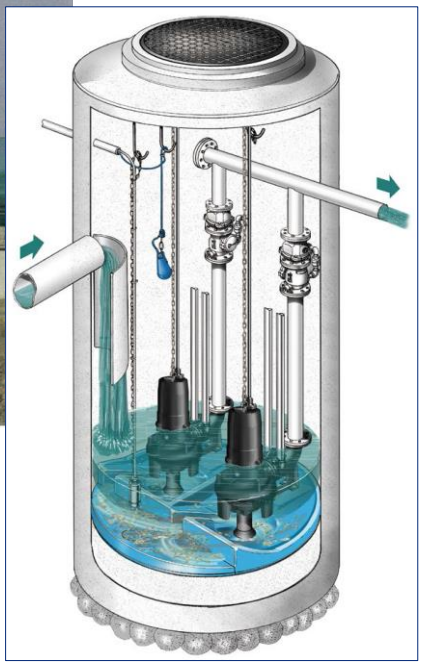

1　本市の公共下水道事業の概要

1.10　施設の老朽化及び耐震化

公共下水道の供用開始が平成８（1996）年１月からであるため、老朽化はあまり進んでいません。また、耐震化についても新設時に対応しています。機械設備は数年ごとに計画的に分解整備や更新をしています。

【既存施設の状況】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）44ページ）

施設	供用年数	耐用年数
南部汚水中継ポンプ場（建物）	12 年	50 年
南部汚水中継ポンプ場（設備）		15～20 年
マンホールポンプ	0～25 年	
管きょ（Φ150～Φ1100）	0～28 年	50 年

Ⅰ　本市の公共下水道事業の概要
Ⅰ.ⅱ　下水道事業会計予算の考え方

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業と区分されるため、「独立採算制」が原則です。ただし、浸水の防除や公共用水域の水質の保全といった役割を担っており、下水道の利益を受ける人以外の人も利益を受けることができることから、一部を一般会計により負担しています。

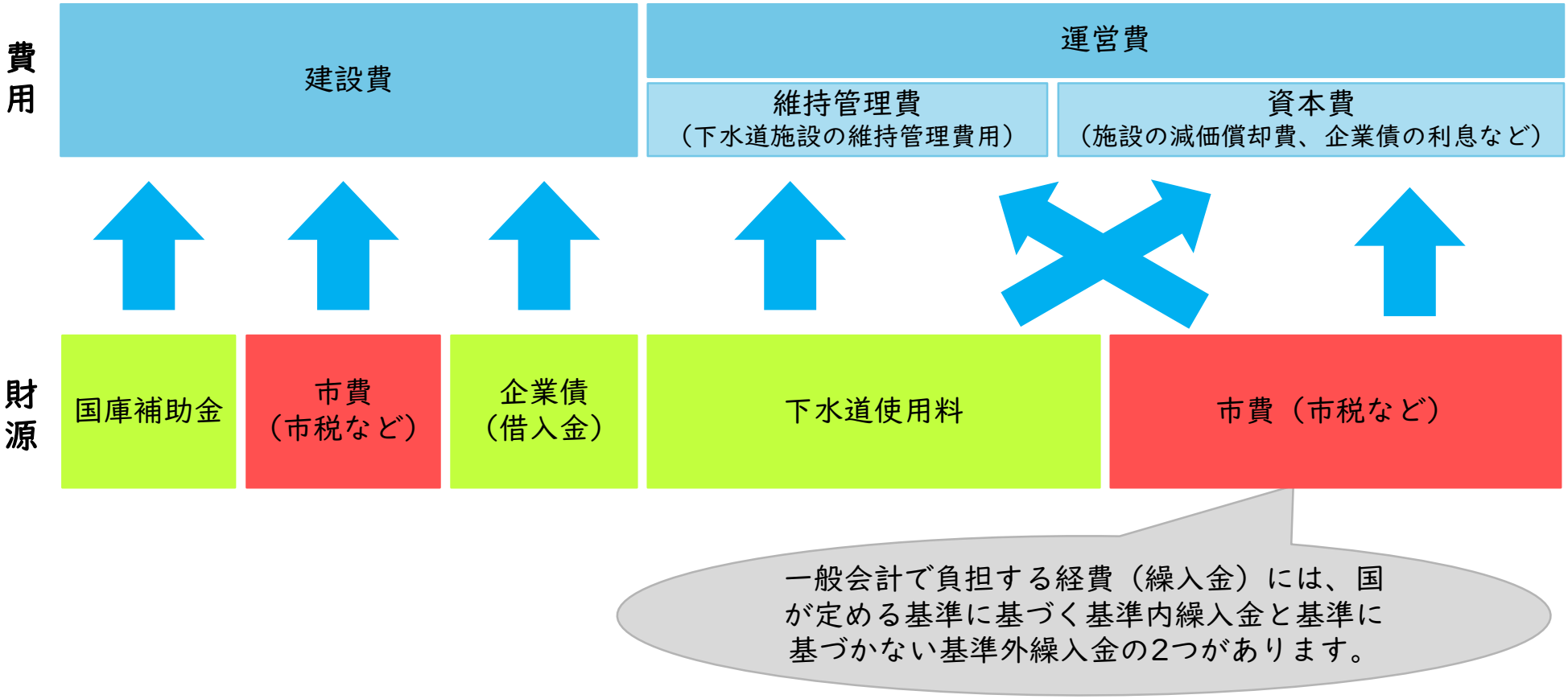

1　本市の公共下水道事業の概要
1.12　予算（収支）の概要（収益的収支）

公共下水道事業での下水道事業会計では主な収益的収入は下水道使用料で、主な収益的支出は管きょ施設の点検費や人件費、流域下水道施設の維持管理に要する負担金といった維持管理費です。

【収益的収支】経済的な事業活動に伴って発生する収益と費用の収支

収入（収益的収入）

支出（収益的支出）

差額が利益となり、資本的収支差額（不足額）を補填する。

※　一般会計からの繰入金…　下水道事業にかかる経費のうち、一般会計が負担している経費

1　本市の公共下水道事業の概要
1.13　予算（収支）の概要（資本的収支）

公共下水道事業での下水道事業会計では主な資本的収入は企業債、一般会計からの繰入金、国庫補助金で、主な資本的支出は下水道施設の建設費等の投資費用、企業債の償還金です。

【資本的収支】下水道施設の更新等をするための費用とその財源の収支

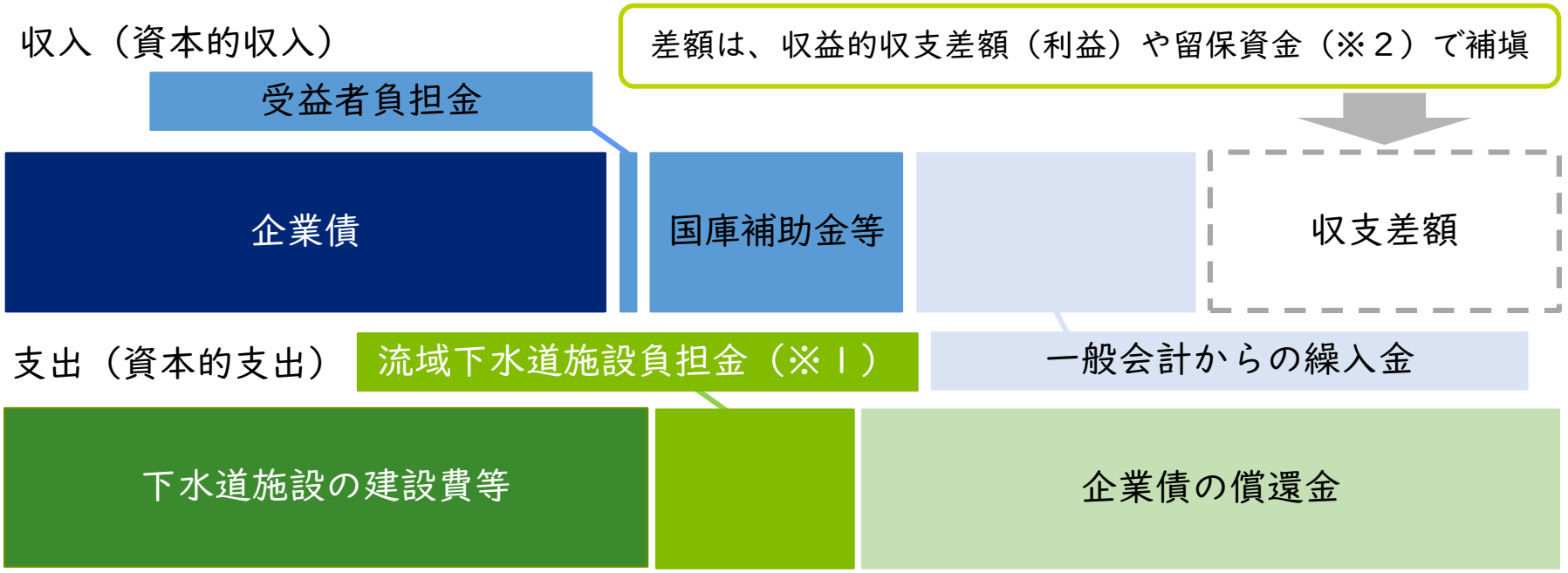

※１　流域下水道施設負担金…　南部浄化センターの整備にかかる負担金

※２　留保資金…　現金の支出がない費用（減価償却費等）と現金の収入がない収益（長期前受金戻入等）の差額で、内部に留保される自己資金

1　本市の公共下水道事業の概要

1.14　下水道使用料の概要

主な収入である下水道使用料については、平成30（2018）年度に改定を行い、使用料体系を次のとおりとしました。この改定では経営の安定化を図るために基本使用料の比率を高めた一方、少量使用者への負担を考慮して水量区画を細分化し、最低従量使用料単価を引き下げました。

【使用料体系】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）46ページ）

（2か月当たり、税抜）

用途	基本使用料	従量使用料単価（1㎥当たり）	
一般汚水	2,300円	～10㎥	5円
		11～20㎥	75円
		21～40㎥	120円
		41～60㎥	155円
		61～100㎥	200円
		101～200㎥	240円
		201～1,000㎥	305円
		1,001㎥～	350円
浴場汚水			21円
臨時用等			350円

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）

2.1　投資目標

公共下水道事業については、汚水処理人口普及率95%以上の達成を目指して、整備面積（累計）等を投資目標として設定しています。

【投資目標】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）63ページ）

目標１	整備面積（累計）2,506ha（令和３年度：2,270ha）
目標２	下水道処理人口普及率67%（令和3年度：61.1%）
目標３	汚水処理人口普及率95%（令和3年度：93.5%）

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.2　投資計画の前提条件（1/2）

平成26（2014）年に国土交通省、農林水産省、環境省の３省が共同で都道府県構想策定マニュアルを策定し、令和８（2026）年度末を目途に汚水処理施設の概成（10年概成）を目指すこととしています。

概成の目安として「汚水処理人口普及率95%以上」と示されており、これを達成するためにも、人口減少、経済性、整備時期等を踏まえた徹底的な下水道区域の見直しを要請されています。

$$\frac{\text{下水道処理区域内人口} + \text{農業集落排水処理区域内人口} + \text{合併処理浄化槽人口（※）}}{\text{全人口}} = \text{汚水処理人口普及率（95%以上）}$$

※　合併処理浄化槽人口には、各戸に設置している合併処理浄化槽だけでなく、複数の住宅やマンション等の建物の汚水をまとめて処理する集中浄化槽を利用する人口を含んでいます。

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.3　投資計画の前提条件（2/2）

鈴鹿市においては、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて、投資（整備）計画の見直しを図り、令和８（2026）年度末に「汚水処理人口普及率95%以上」となるよう下水道の整備を進めることとしています。

<table>
<tr><td>令和２年度</td><td colspan="4">公共下水道全体計画区域　3,624ha</td></tr>
<tr><td>見直し後</td><td colspan="3">公共下水道全体計画区域　3,028ha(予定)</td><td>全体計画から除く区域</td></tr>
<tr><td>区域</td><td colspan="2">供用開始区域
（～平成28年度）</td><td>10年概成整備区域
（平成29年度
～令和8年度）</td><td>市街化区域</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>除外区域等
522ha</td><td>整備済み
2,010ha</td><td>640ha
→496ha</td><td>596ha</td></tr>
<tr><td>整備手法</td><td>合併処理
浄化槽</td><td colspan="2">公共下水道</td><td>合併処理浄化槽</td></tr>
</table>

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.4　投資計画

令和8（2026）年度末の整備完了に向けて、次のとおり整備面積が推移していく見通しとしています。なお、平成29（2017）年度及び令和7（2025）年度は、団地での集合型浄化槽から公共下水道への切替えにより、他の年度と比較して整備面積が大きくなっています。

【投資計画】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）61ページ）

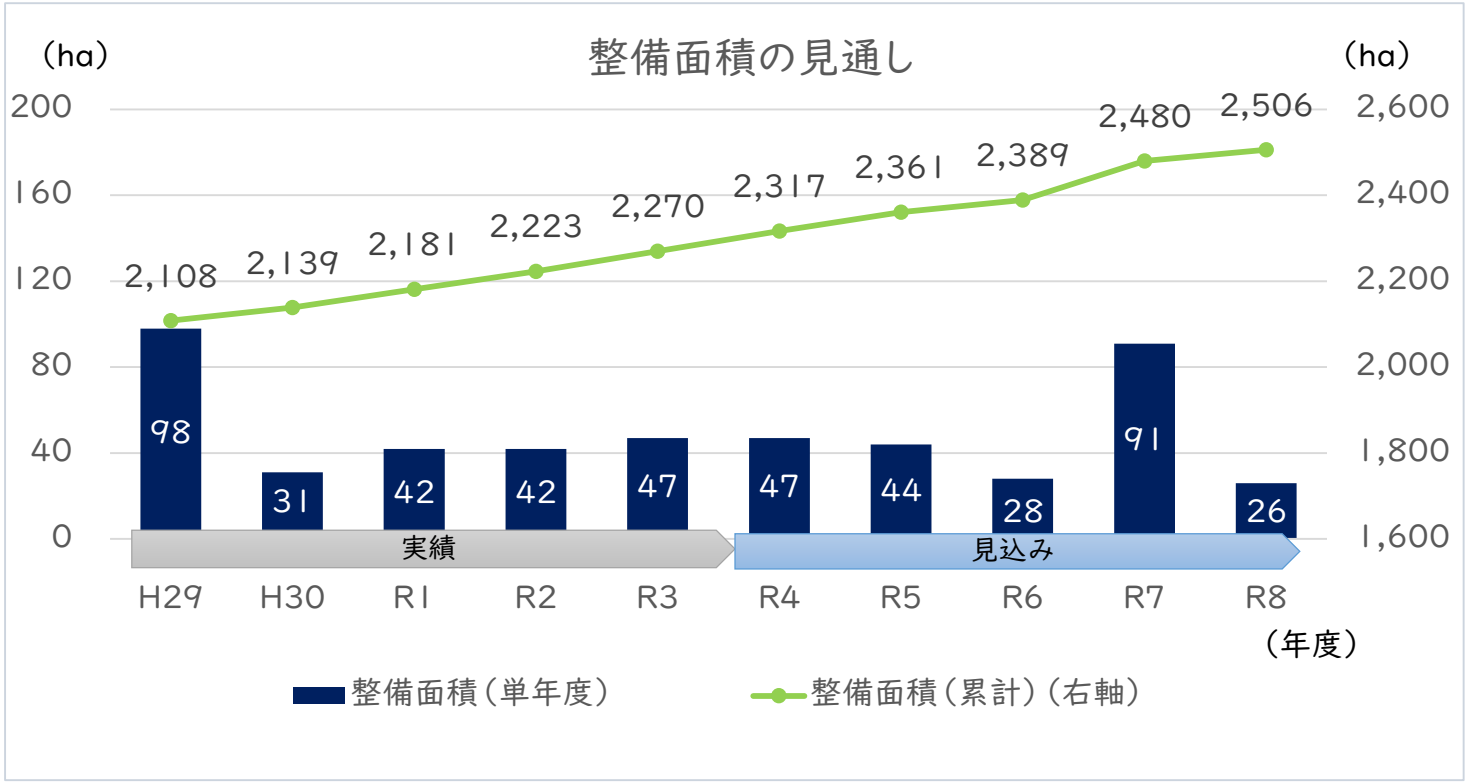

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.5　投資試算

投資計画に基づいた投資試算は、次のとおりとしています。
各年度11～21億円程度の投資を行う予定ですが、令和８（2026）年度末の整備完了に向けて、投資費用は徐々に減少する見通しとしています。

【投資試算】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）61ページ）

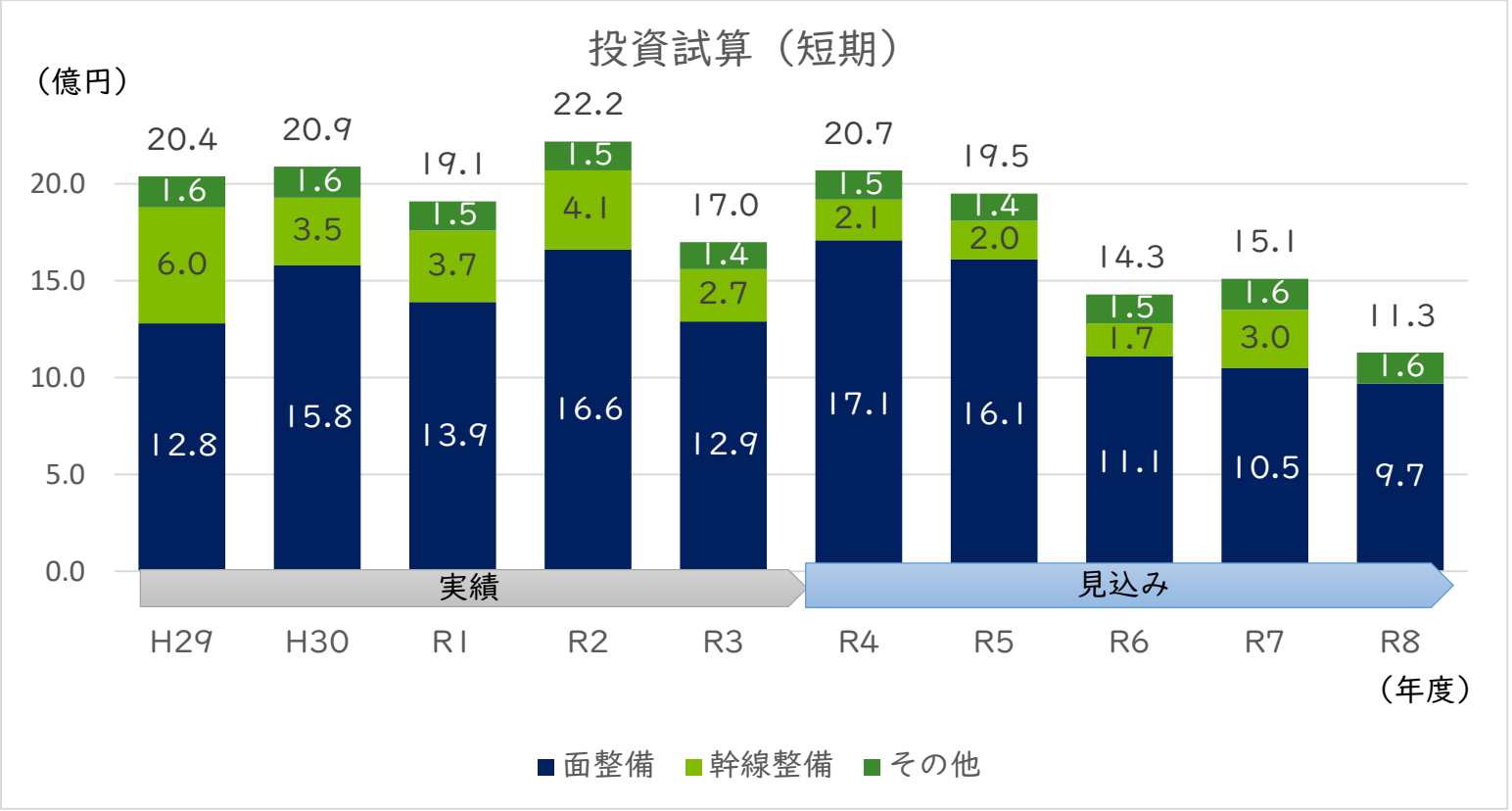

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）

2.6　普及率

下水道処理人口普及率及び汚水処理人口普及率の見通しは、次のとおりとしています。
整備面積の増加に伴い、令和8（2026）年度末にそれぞれ目標を達成する見通しとしています。

【普及率】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）60、62ページ）

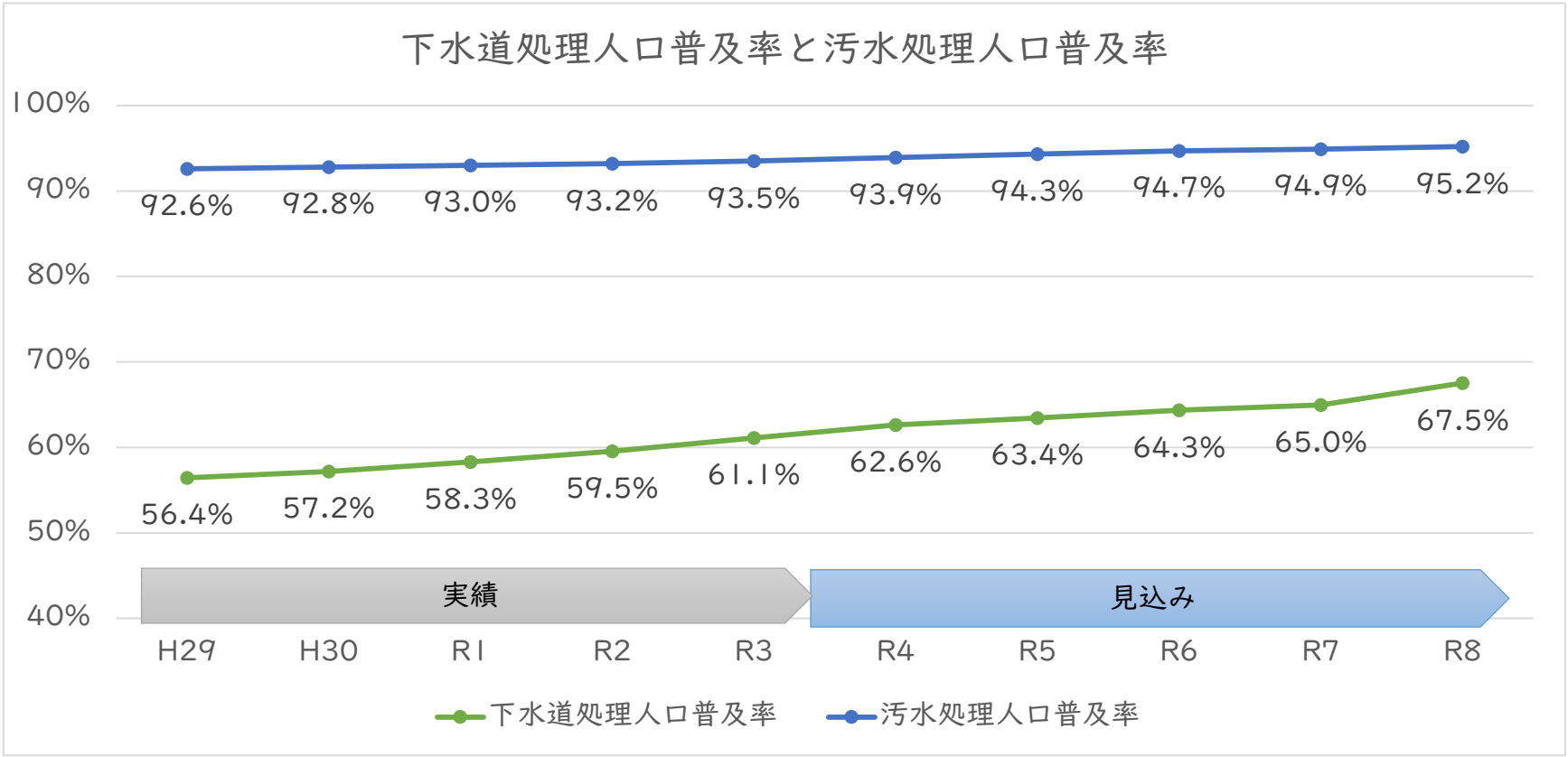

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）

2.7　財源目標

中長期的に自立的で持続可能な経営を行うため、経費回収率の向上と基準外繰入金の抑制を財源目標として設定しています。

【財源目標】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）71ページ）

目標	自立的で持続可能な経営を実現するため、経費回収率の向上と基準外繰入金の抑制に努めます。

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.8　財源試算（使用料収入と有収水量）

使用料収入及び有収水量の見通しは、次のとおりとしています。
下水道処理人口普及率の増加に伴い、いずれも増加する見通しとしています。

【財源試算】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）66ページ）

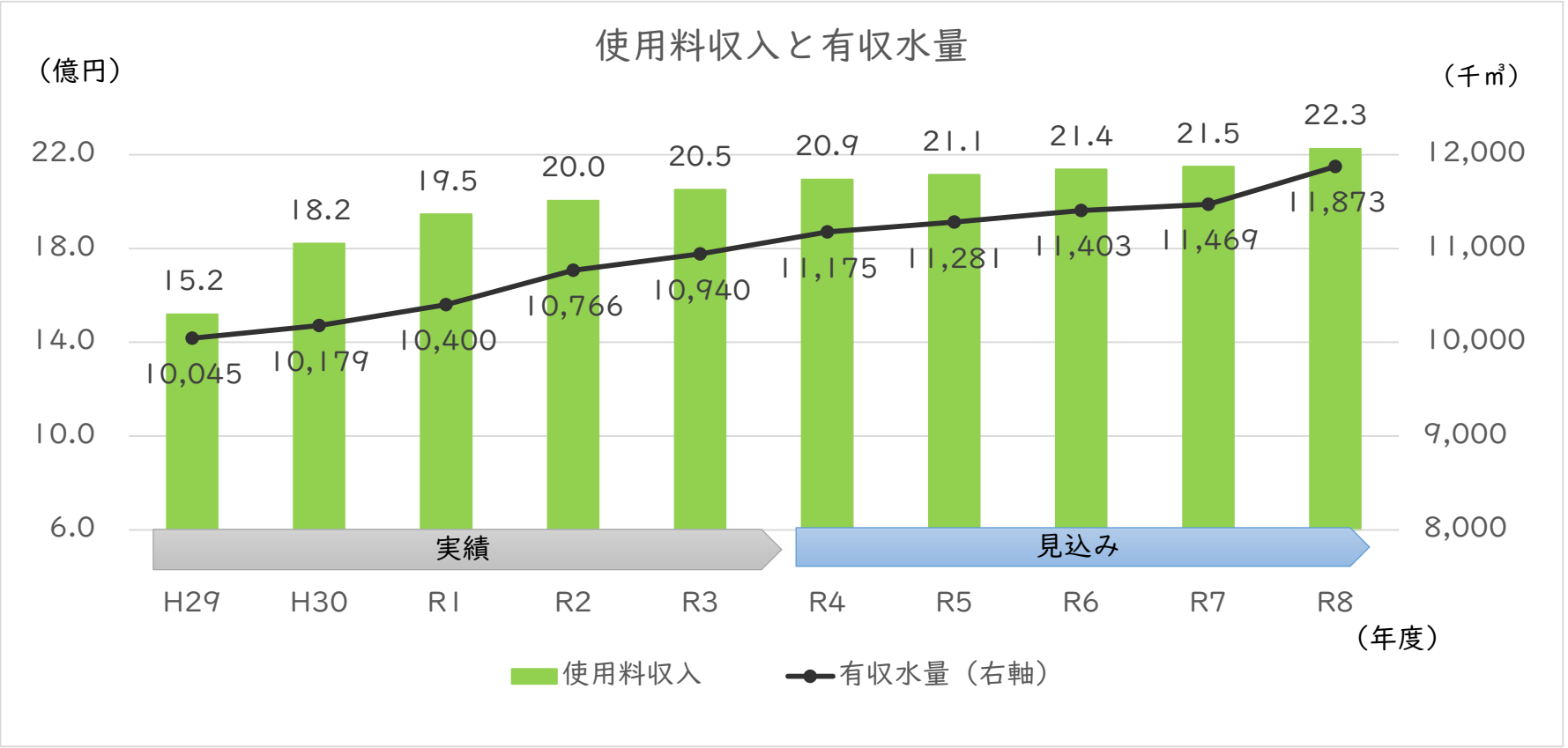

※　有収水量…　使用料徴収の対象となる水量のこと

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.9　財源試算（繰入金）

財源目標とした繰入金の見通しは、次のとおりとしています。
令和８（2026）年度の公共下水道整備の完了に向けて事業費が徐々に減少するため、繰入金も減少していく見通しです。また、基準外繰入金は、令和８（2026）年度には０になる見通しとしています。

【財源試算】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）68ページ）

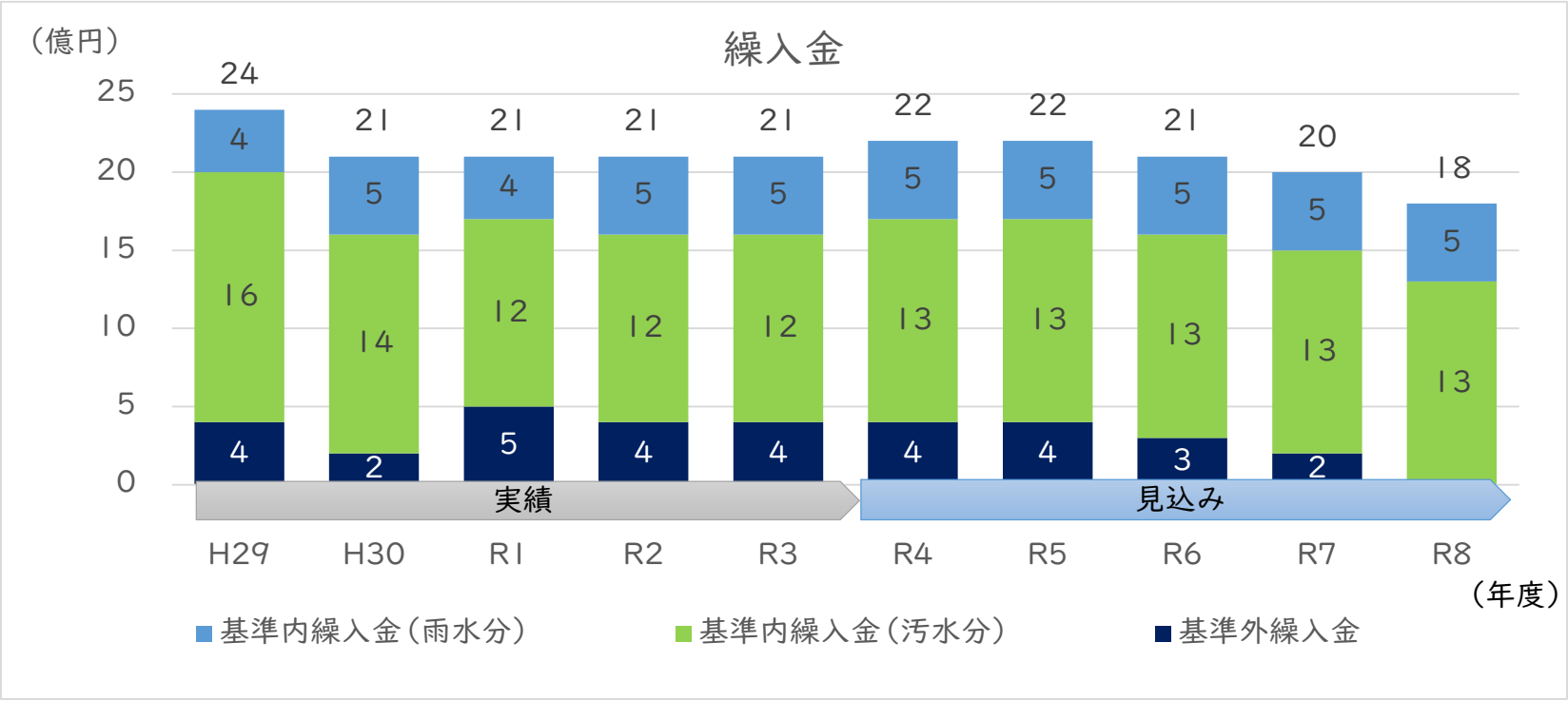

2　経営戦略（改定版）の概要（公共下水道事業）
2.10　財源試算（経費回収率）

財源目標とした経費回収率の見通しは、次のとおりとしています。
90%前後で推移するものの、依然として使用料収入で汚水処理費用の全てを賄えない状況が続く見通しとしています。

【財源試算】（参考：鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）68ページ）

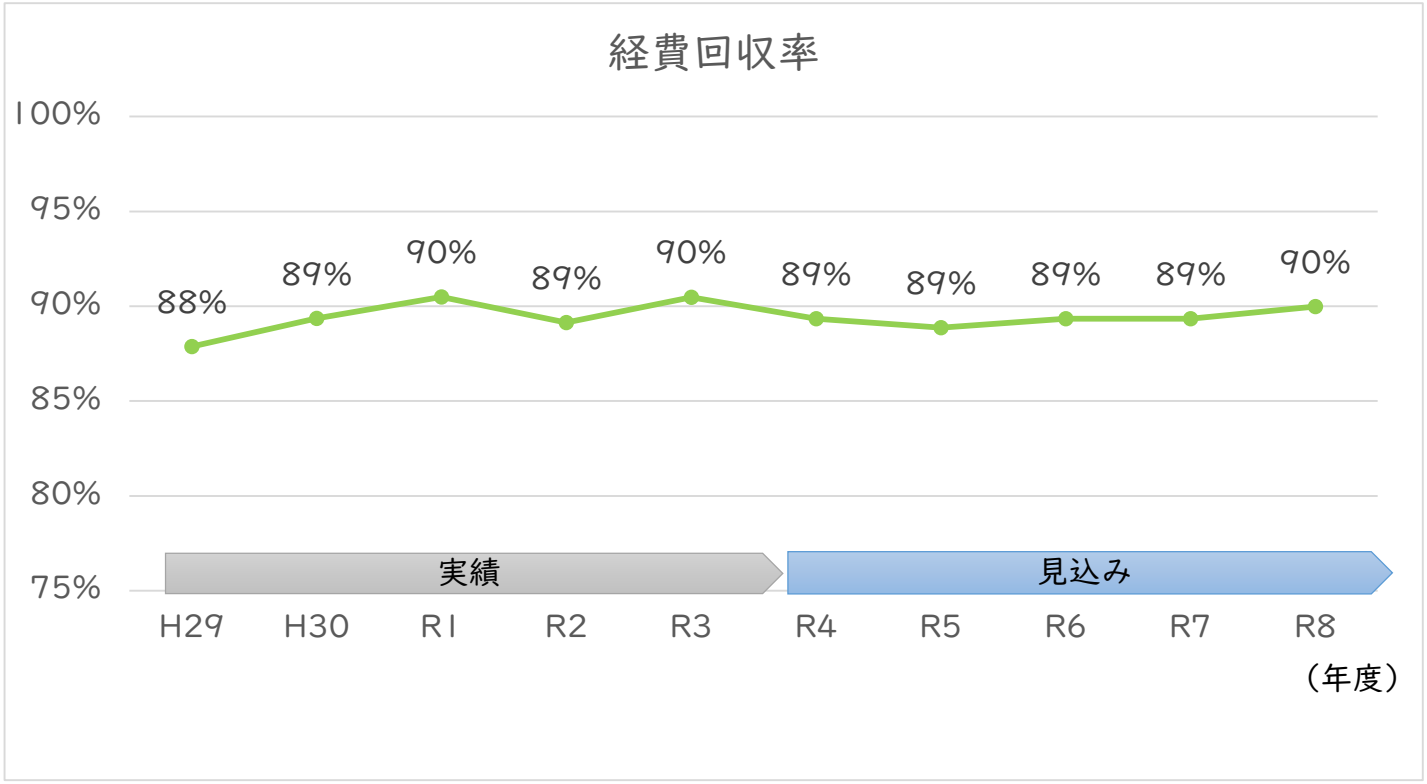

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.1　計画値と実績値との比較・分析（概要）

計画値と実績値の概要については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
投資費用（汚水分）	1,935	1,701	2,074	1,625	1,955	2,012
使用料収入（税抜）	1,847	1,864	1,904	1,913	1,922	1,930
繰入金（汚水）	1,844	1,598	1,738	1,610	1,668	1,681
うち基準内	1,604	1,172	1,273	1,175	1,275	1,222
うち基準外	240	426	465	435	393	459
経費回収率	88.2%	90.5%	89.3%	90.4%	88.9%	87.8%

備考１　令和３年度の投資費用の計画値は、令和元年10月からの消費税等の増税分を反映した数値です。
備考２　令和３年度の繰入金及び経費回収率の計画値は、国の算定方法により再計算した数値です。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）

3.2　投資費用

投資費用については、年度によって計画値と実績値との差にばらつきがあり、その主な要因は次のとおりであると分析しています。

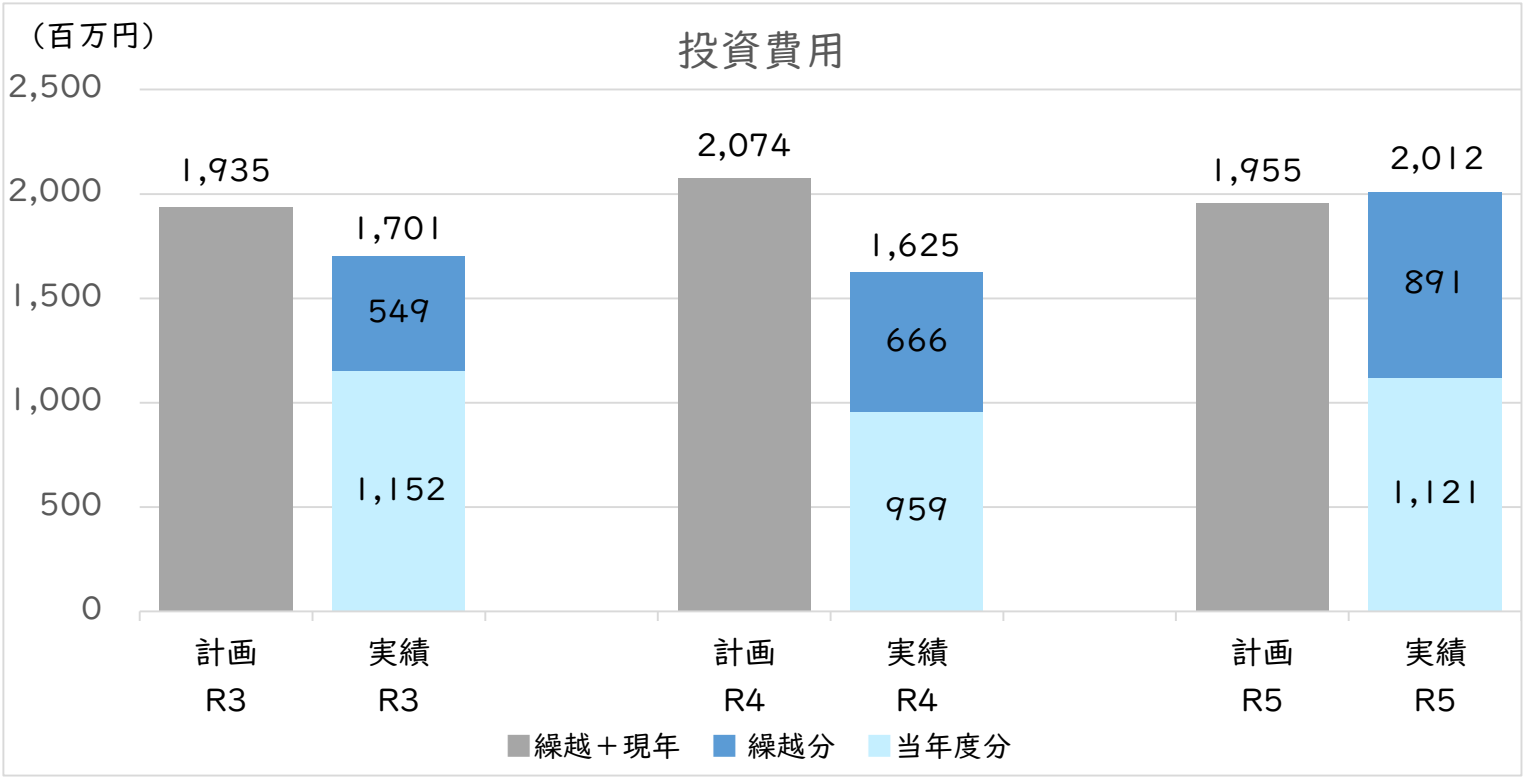

・　整備計画の進捗に応じて事業費を調整したこと。
・　国費支援について、交付申請した額から減額して交付決定されたことにより、工事を一部先送りしたこと。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.3　投資目標

投資目標については、下水道処理人口普及率は令和５年度の計画値を上回って推移しているものの、整備面積及び汚水処理人口普及率は各年度の計画値を下回って推移しています。

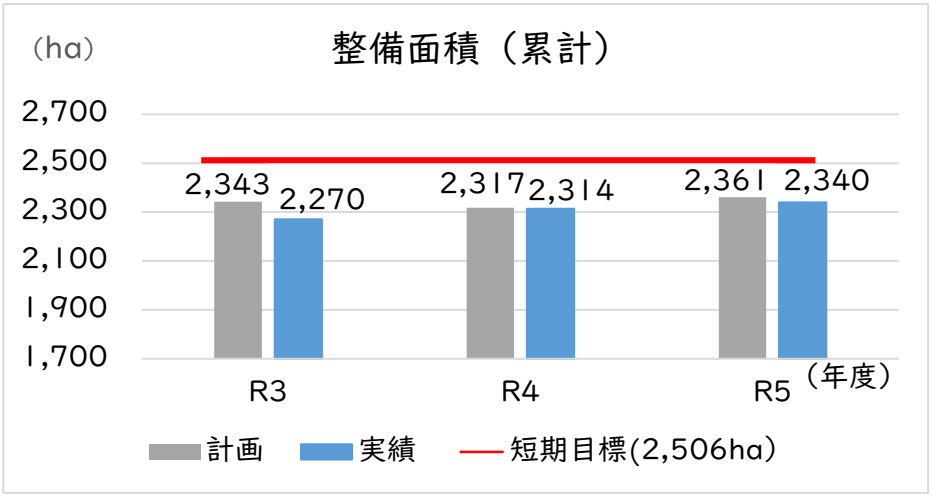

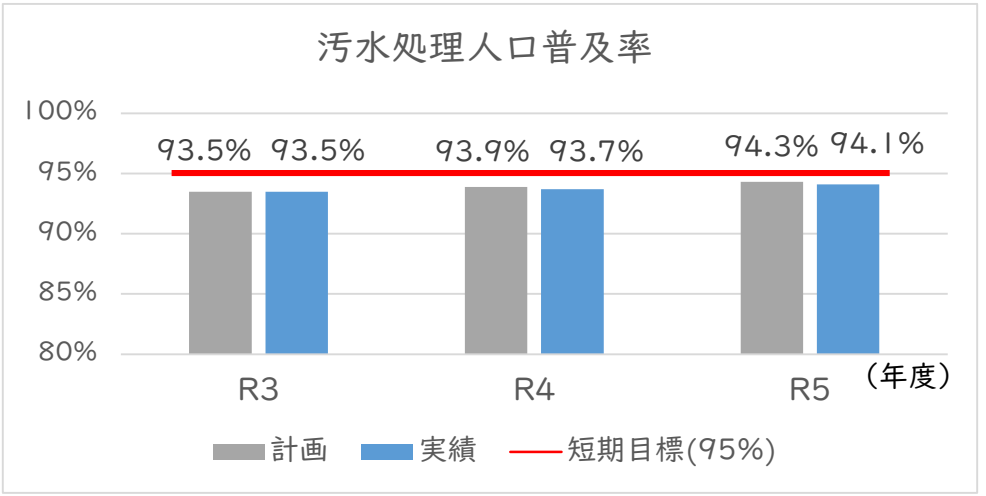

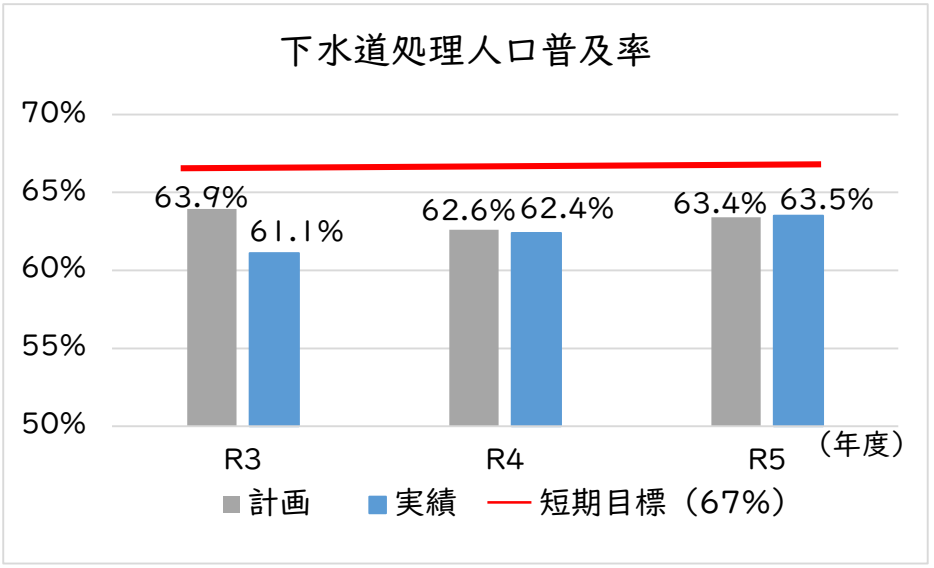

【整備面積（累計）】
工事単価の上昇等により工事進捗率が上がらず、計画値を下回っており、令和８（2026）年度末に目標を達成できない見込みです。

【下水道処理人口普及率】
令和５（2023）年度は計画値を上回っており、令和８（2026）年度末に目標を達成する見込みです。

【汚水処理人口普及率】
計画値を下回った水準で推移しており、令和８（2026）年度末に目標を達成できない見込みです。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）

3.4　工事単価の状況（参考）

工事単価（※）については、年々上昇傾向にあります。令和４（2022）年度から令和５（2023）年度にかけて、１m当たりの工事単価が26%上昇しています。工事単価は、労務費や資材費の高騰だけでなく、現場の状況による要因もあり、上昇したと分析しています。

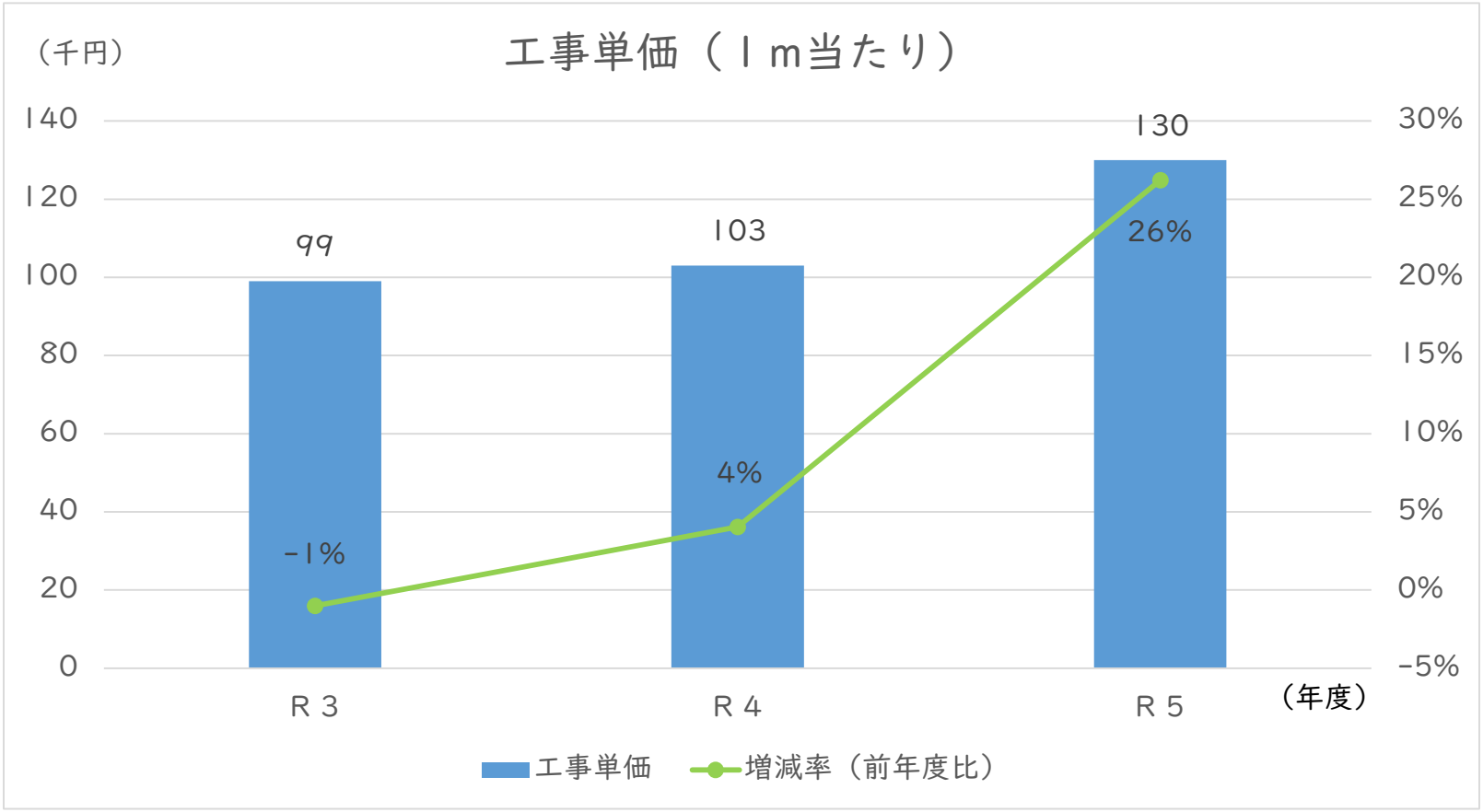

※　工事単価は、次の算式で算出しています。
工事単価＝本市で発注した下水管布設工事の総事業費／布設した管きょの総延長

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.5　使用料収入

使用料収入は下水道整備に伴い上昇傾向で、全ての年度で実績値が経営戦略の計画値を上回っています。

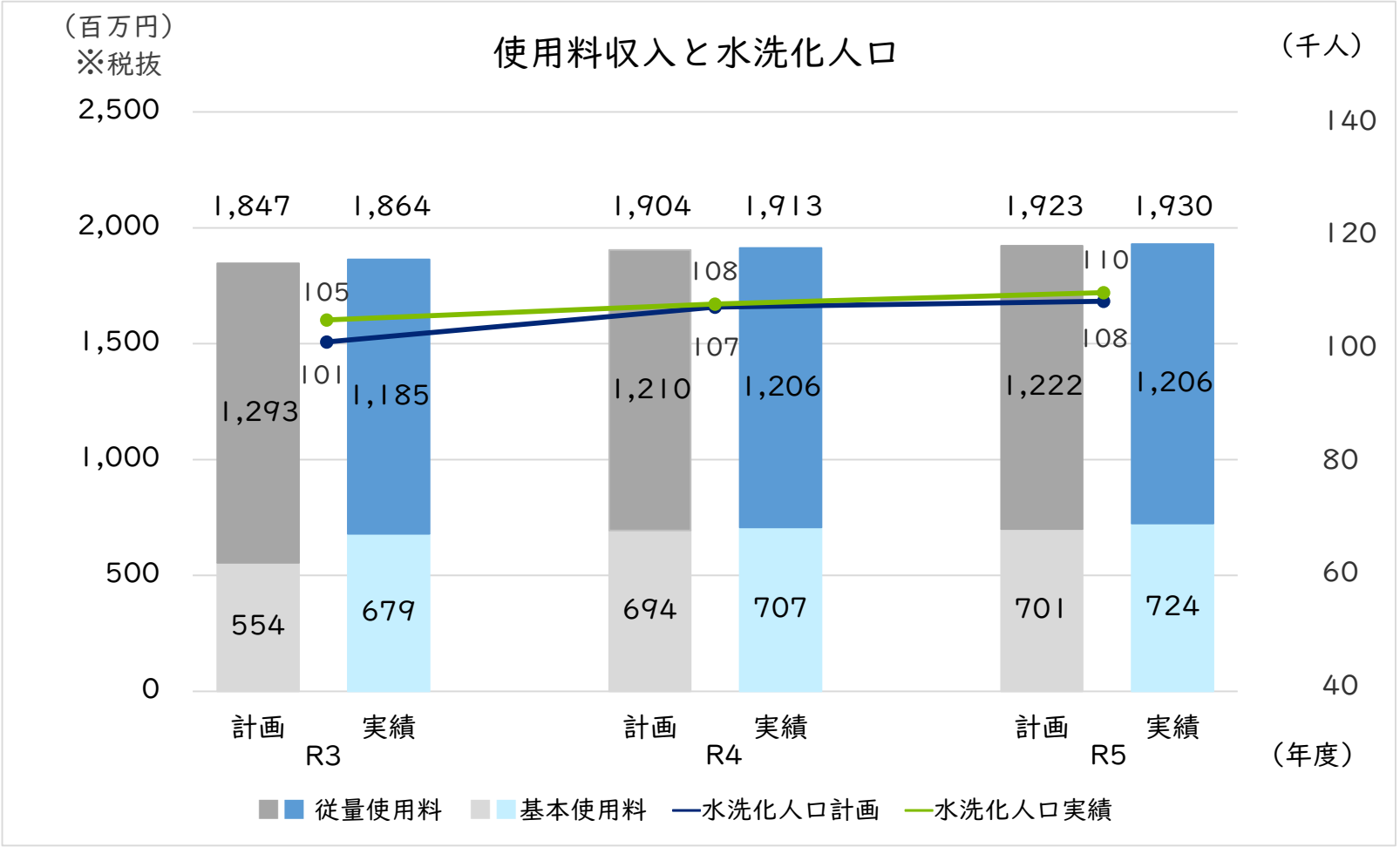

水洗化人口の増加に伴い、基本使用料が計画値を上回って推移しています。

しかし、水洗化人口が増加しているのにも関わらず、従量使用料が計画値を下回って推移しています。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.6　使用料収入（従量使用料）

有収水量の実績値が計画値を下回っていることにより、従量使用料の実績値が計画値を下回っています。

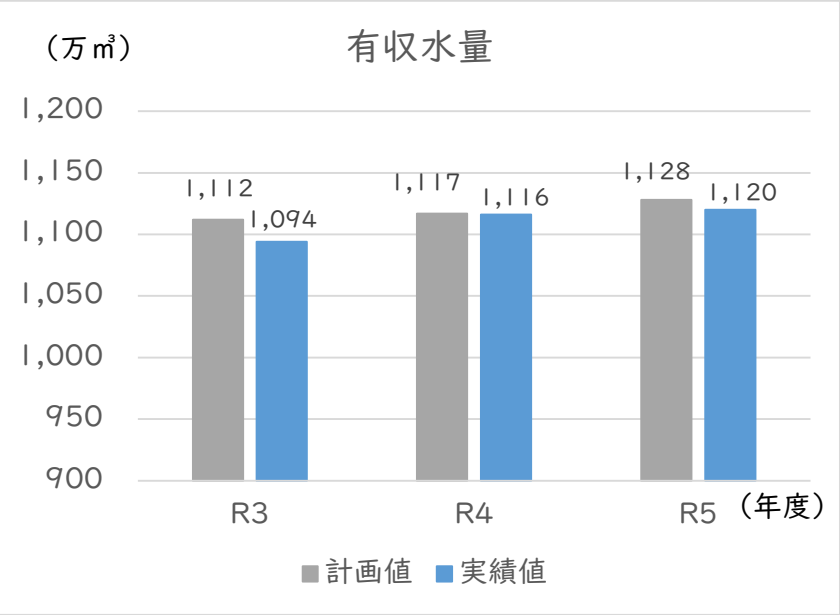

【有収水量の区分ごとの調定件数が全体に占める割合】

	従量使用料（税抜）	R3	R4	R5
0㎥	0円	3.3%	3.3%	3.6%
1～10㎥	5円	13.9%	14.4%	14.7%
11～20㎥	75円	17.0%	17.4%	17.8%
21～40㎥	120円	31.0%	31.7%	31.9%
41～60㎥	155円	22.0%	21.5%	20.9%
61～100㎥	200円	10.5%	9.6%	9.1%
101～200㎥	240円	1.5%	1.3%	1.3%
201～1000㎥	305円	0.7%	0.7%	0.6%
1001㎥以上	350円	0.1%	0.1%	0.1%

↗割合増加

↘割合減少

世帯の構成人数が減少したことにより、40㎥以下の使用水量が少ない区分の割合が増加し、41㎥以上の使用水量が多い区分の割合が減少しています。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）

3.7　財源目標（基準外繰入金）

財源目標の「基準外繰入金の抑制」については、指標の「基準外繰入金」が令和４（2022）年度を除いて計画値を上回っています。

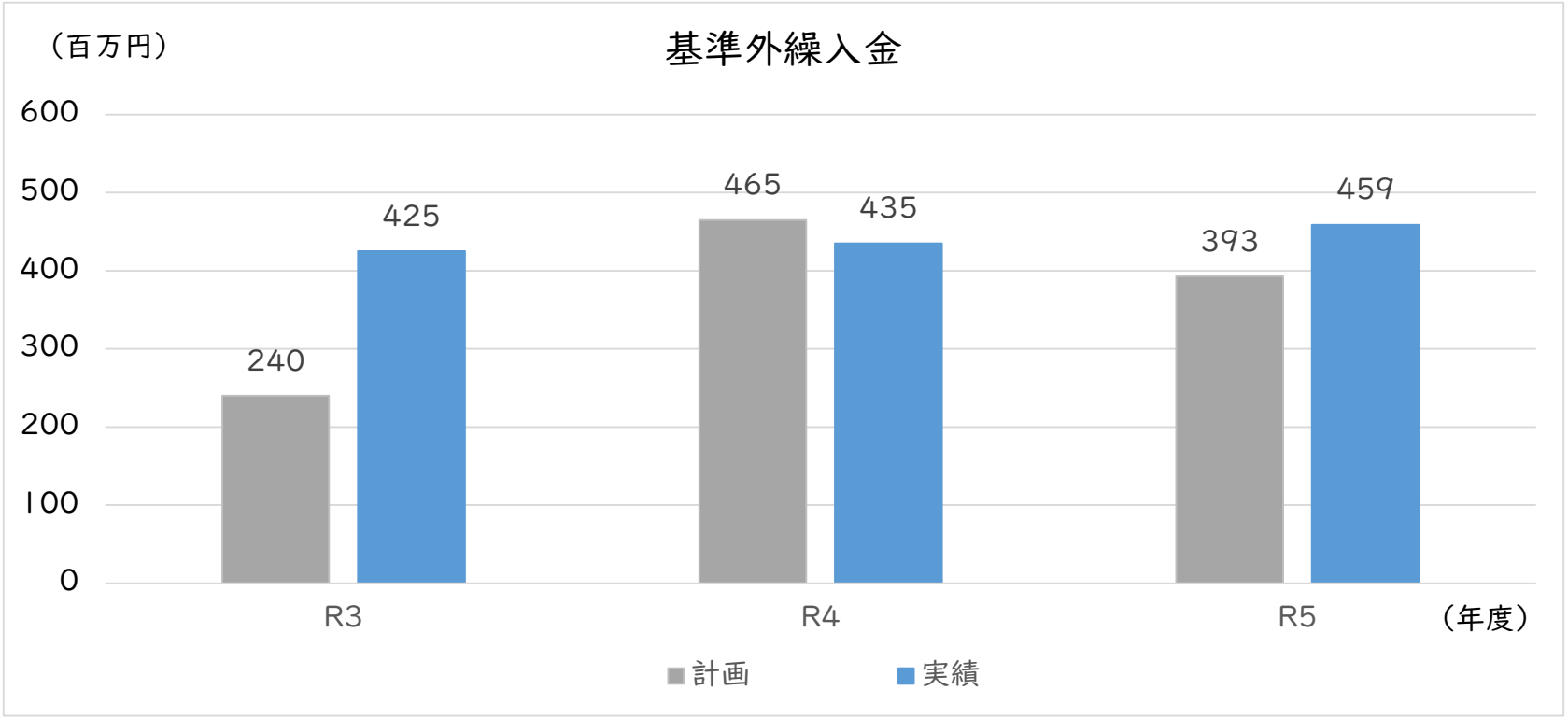

令和３（2021）年度及び令和5（2023）年度が計画値を上回ったのは、受益者負担金が計画値を下回ったことが大きく影響していると分析しています。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.8　受益者負担金（参考）

受益者負担金の実績値が計画値を下回った要因は、次のとおりであると分析しています。

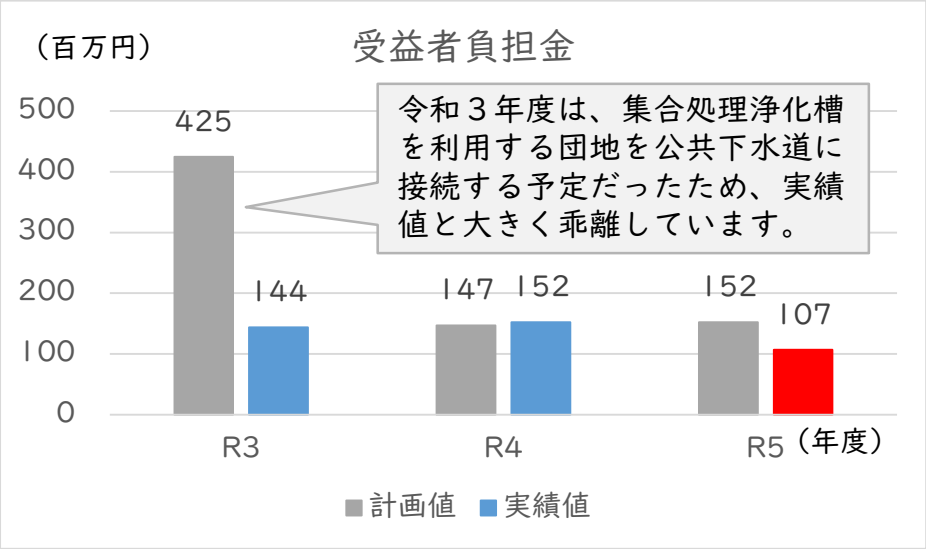

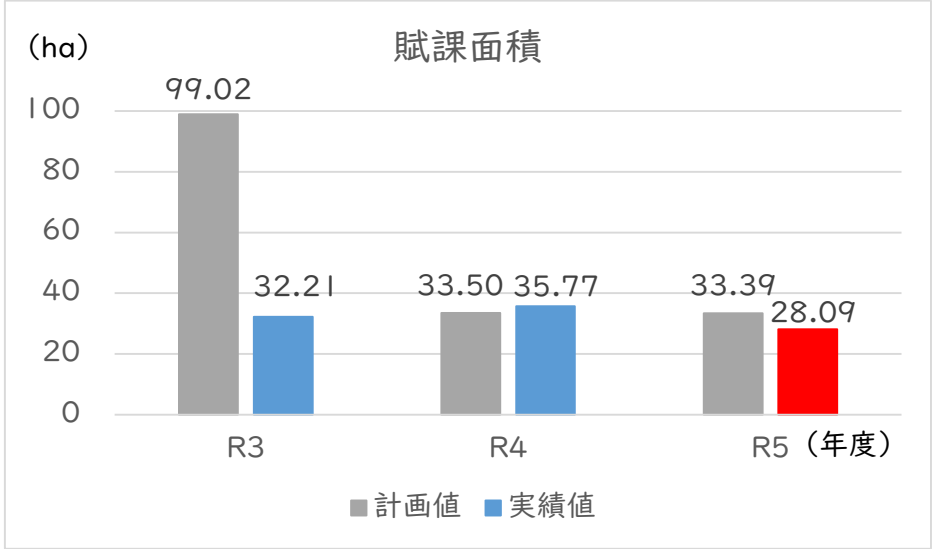

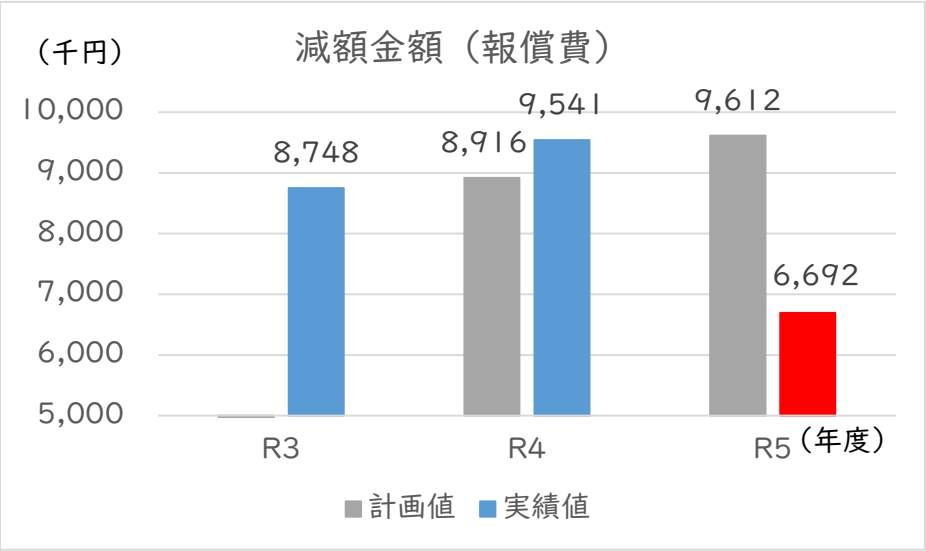

【賦課面積（令和５（2023）年度）】
　令和４（2022）年度の整備面積が計画値に達しなかったことや賦課を保留した区域が想定より多かったことにより計画値を下回っています。

【減額金額（令和５（2023）年度）】
　本市では受益者負担金を一括で納付した者に対して減額する制度がありますが、その金額が計画値を想定以上に下回っているため、一括で納付された受益者負担金が減少したと考えられます。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.9　財源目標（経費回収率）

財源目標の「経費回収率の向上」については、指標の「経費回収率」が令和５（2023）年度を除いて計画値を上回っています。

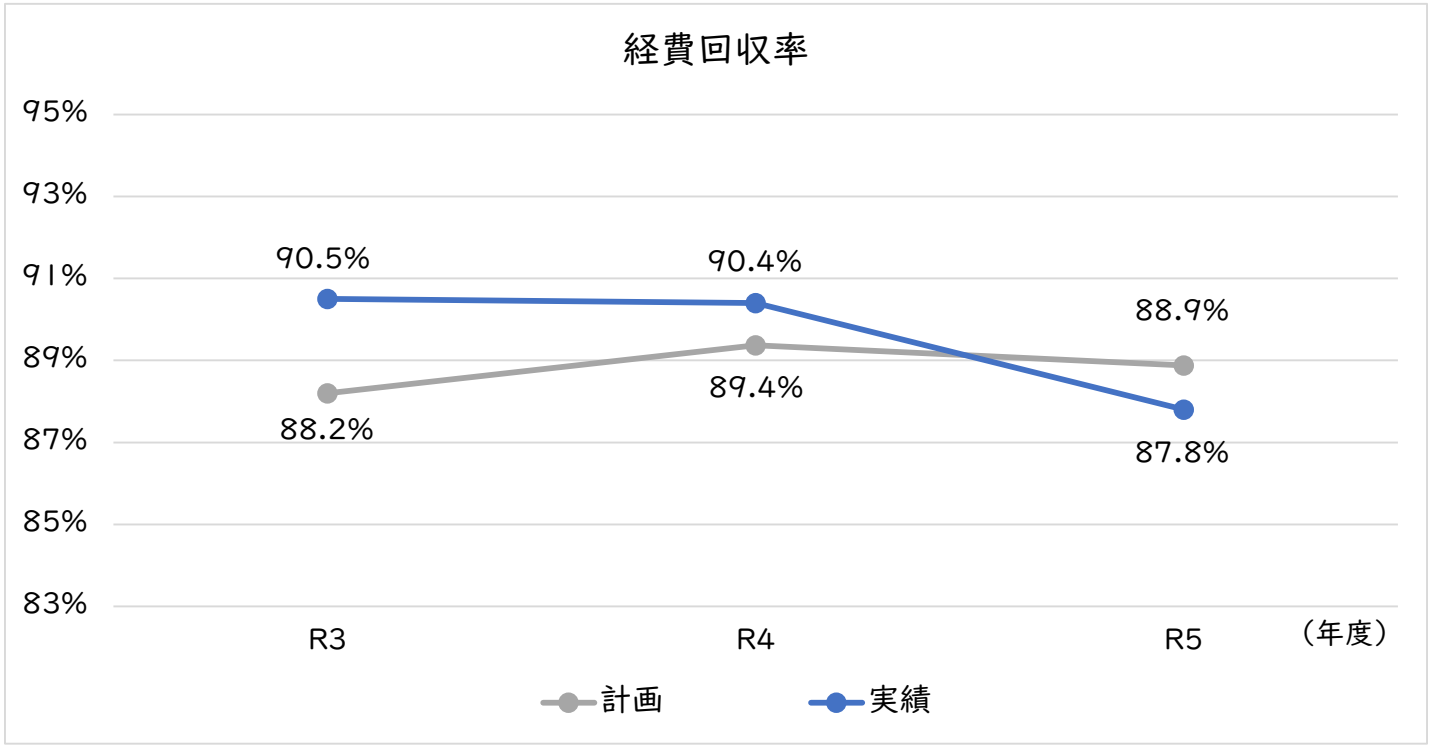

令和5（2023）年度が計画値を下回る水準となったのは、三重県が流域下水道事業維持管理負担金の返還金の返還方法を翌年度の維持管理負担金への充当又は還付の選択制から還付のみに変更したことによるものであり、返還方法の変更前の金額で経費回収率を再計算すると89.7%となることから、令和５（2023）年度についても計画値を上回っている状況です。

3　経営戦略（改定版）の検証（公共下水道事業）
3.10　検証のまとめ

ここまでの検証結果のまとめは、次のとおりです。

経営戦略（改定版）の検証結果	
投資	・当初の投資計画から進捗に遅れが見られ、投資目標の一つである汚水処理人口普及率は、令和５（2023）年度に目標を達成できていない状況です。 ・投資計画の進捗の遅れは、国費が交付申請した額から減額して交付されたことや工事費が想定以上に上昇していることを受けて、工事を一部先送りにしたことが要因です。
財政	・公共下水道への接続者の増加によって、使用料収入は計画値を上回って推移しており、また経費回収率も計画値を上回って推移しています。 ・基準外繰入金については、令和４（2022）年度を除き、計画値を上回っており、毎年度４億円を超える基準外繰入金を計上しています。 ・基準外繰入金が計画値を上回ったのは、整備面積が計画値に達しなかったことや、受益者負担金の一括納付が想定より少なかったことにより、受益者負担金が計画値を大きく下回ったことが要因です。

4　経営戦略改定時と異なる点（公共下水道事業）

4.1　投資計画

令和８年度末までに未普及解消の新規整備事業が完了するため、その後は維持管理事業へと移行していく予定です。供用開始から比較的年月が経過しておらず、直近での改築・更新は多くありませんが、埼玉県で発生した陥没のような事故を未然に防ぐためにも、管きょ施設の点検や調査を強化するため、一定程度の投資費用が必要です。

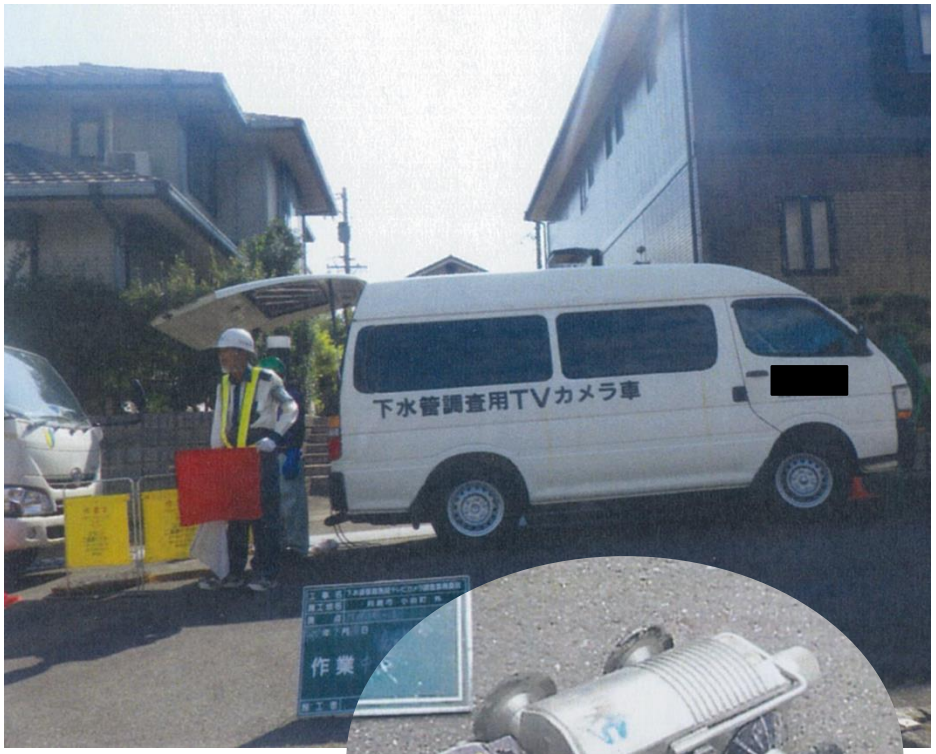

4　経営戦略改定時と異なる点（公共下水道事業）
4.2　国の動向（ウォーターPPP）

令和５年６月に内閣府から新たな官民連携手法であるウォーターPPPが示され、下水道分野では令和13年度までに100件を具体化する目標が掲げられました。この目標を踏まえ、国土交通省は、汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化し、導入検討の促進を図ることとしました。

こうした中、本市においても官民連携の導入に向けて、令和６年度から導入可能性調査を実施し、今後の方向性について検討しています。

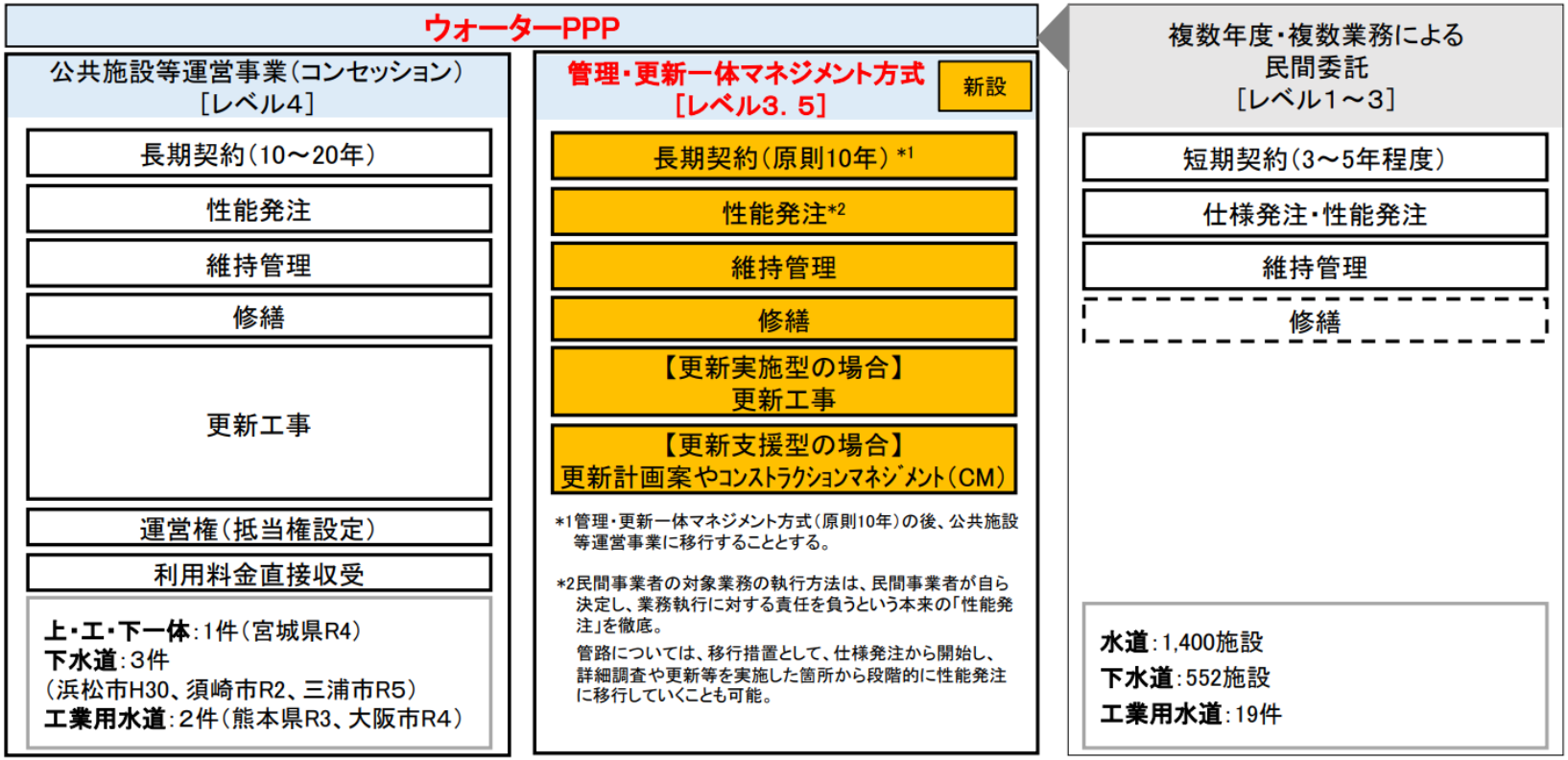

4　経営戦略改定時と異なる点（公共下水道事業）
4.3　国の動向（上下水道一体の取組み）

国土交通省は、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時においても従前どおり水の使用を可能とするため、全ての水道事業者等に対し、上下水道管路等の耐震化状況の緊急点検を要請するとともに、「上下水道耐震化計画」の策定を要請しました。

また、国土交通省は、令和７年度予算において、耐震化だけでなく、強靭で持続可能な上下水道システムの構築を推進するために要する費用に対する国費支援の拡充をしています。

本市においても、国の要請に応じて緊急点検を実施するとともに、令和７年１月末までに上下水道耐震化計画を策定しました。

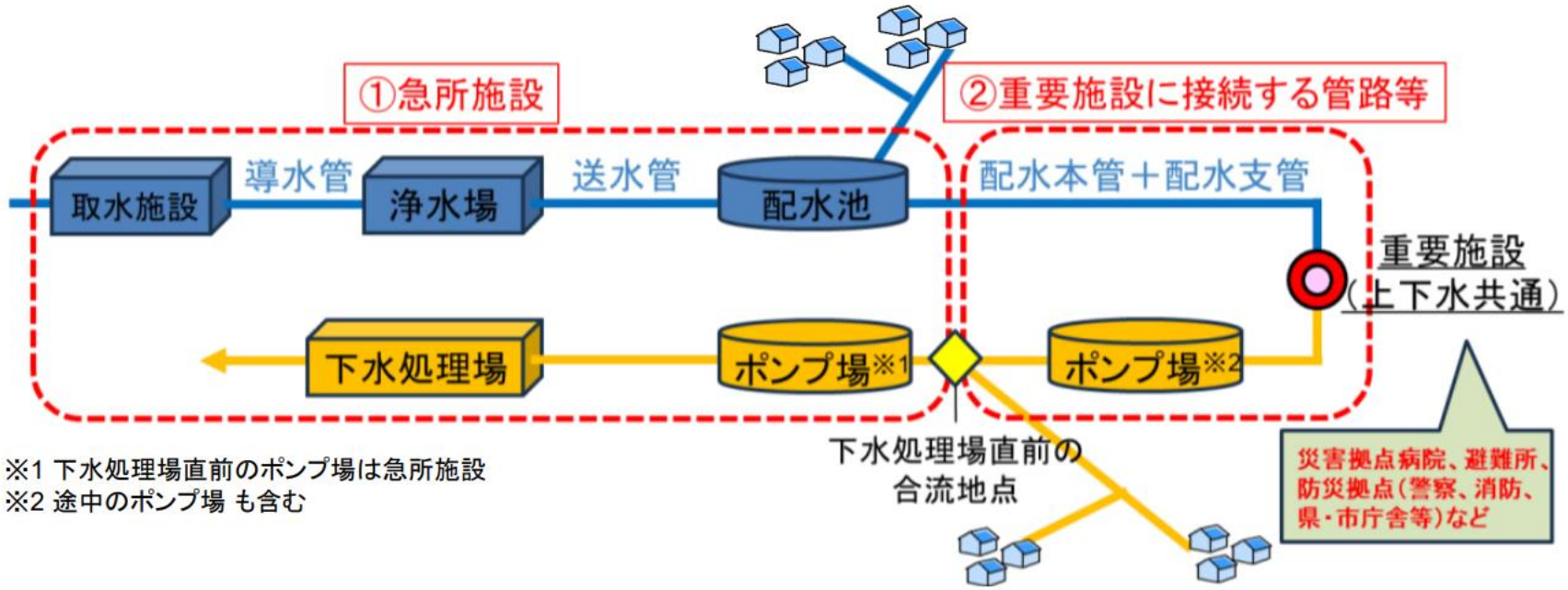

（出典：国土交通省ホームページ）

5　今回の審議会資料のまとめ（公共下水道事業）

本市の公共下水道事業には、投資面、財政面でそれぞれ次のような課題があり、投資計画及び財政計画の見直しが必要です。

公共下水道事業の課題	
投資	汚水施設（管きょ）の整備完了に向けて、令和７年度及び令和８年度は多額な投資費用が必要です。 また、10年概成後の令和９年度以降は維持管理等が主になることから効率的、計画的な経営によるコストの削減の検討が必要です。
財政	公共下水道の整備が進み、水洗化人口の増加に伴い、使用料収入は増加しているものの、依然として経費回収率は100％に満たない状況であり、適正な使用料収入の在り方や、維持管理費等のコストの削減の検討が必要です。

用語解説

	用語名	説明
あ	汚水処理人口普及率	汚水処理施設がどの程度普及しているかを判断する指標です。算出式は、次のとおりです。 （下水道処理区域内人口+農業集落排水処理区域内人口+合併処理浄化槽人口）／行政区域内人口×100（%）
か	基本使用料	使用料のうち、排水量にかかわらず、使用者が一律に負担する使用料のことをいいます。本市の場合、2,300円（税抜・2か月分）です。
	基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないものをいいます。
	基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくものをいいます。
	経費回収率	使用料収入により汚水処理費を賄えているかを判断する指標です。算出式は、次のとおりです。 使用料収入／汚水処理費（一般会計負担分を除く。）×100（%）
	下水道処理区域内人口	公共下水道が整備された区域に住んでいる人口をいいます。
	下水道処理人口普及率	行政区域のうち、どの程度公共下水道の整備が完了しているかを判断する指標です。算出式は、次のとおりです。 下水道処理区域内人口／行政区域内人口×100（%）

用語名		説明
	減価償却費	土地などを除く固定資産（建物、管路など）の減価（価値 の減少）を、使用年度にわたって合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理を減価償却といい、この処理によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。 現金支出を伴わない費用です。
	公共下水道	市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道をいいます。
	コミュニティ・プラント	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って市町村が定める「一般廃棄物処理計画」に沿って設置する小規模の下水処理施設をいいます。
さ	財源試算	投資・財政計画のうち、財源の見通しを試算した計画のことをいいます。
	従量使用料	使用料のうち、排水量に応じて負担する使用料のことをいいます。
	受益者負担金	公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、公共下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部について負担を求めるものをいいます。
	水洗化人口	処理区域内において、実際に公共下水道や農業集落排水処理施設に接続して汚水を処理している人口をいいます。
た	長期前受金戻入	公共下水道を建設するために交付された補助金等のうち、当該施設の減価償却費に対応する額を収益として計上するものをいいます。
	調定件数	公共下水道使用料の請求件数のことをいいます。

用語名		説明
	投資試算	投資・財政計画のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画のことをいいます。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるものをいいます。
	特定公共下水道	公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、計画汚水量のうち、事業者の事業活動による計画汚水量がおおむね２／３以上を占めるものをいいます。
	都市下水路	市街地（公共下水道の排水区域外）において、雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいいます。
は	賦課	特定の義務や使用料等を課すことといいます。ここでは特に公共下水道を新たに使用する場合に、土地の所有者（受益者）に整備費用の一部を受益者負担金として課すことをいいます。
や	有収水量	使用料徴収の対象となる水量のことをいいます。
ら	流域関連公共下水道	主として市町村が管理する下水道のうち、流域下水道に接続するものをいいます。
	流域下水道	2以上の市町村から下水を受けて処理するための下水道をいいます。下水を最終的に処理するための終末処理場と管きょから構成されます。